

米ノ庄地区防災計画

(基本)



第2版 1刷

〈令和6年4月〉

米ノ庄住民自治協議会

目次

第1章 米ノ庄地区の災害と避難行動対策の基本的事項	1
1.地区防災計画とは	1
2.基本方針	2
(1) 大災害発生から避難行動の流れ（初動期の行動）	3
3.計画対象地区	3
(1) 計画対象地区	4
(2) 各地区自治会・自主防災組織活動拠点	
4.地区の特性と予想される災害	
(1) 地震	
(2) 津波・液状化	
(3) 風水害	
第2章 避難行動	5
1. 平常時の取り組み	5
(1) 各自治会・各自主防災組織の取り組み	
(2) 個人の取り組み	
2. 災害時の取り組み	7
(1) 避難についての心構え	
(2) 災害別の避難行動	
第3章 死傷者ゼロを目指す避難行動の支援体制づくり	14
(1) 要配慮者の避難について＝配慮のポイント	
(2) 避難行動要支援者の避難＝避難行動要支援者制度を活用した体制づくり	
(3) 避難行動要支援者名簿の作成手順	
(4) 避難行動要支援者名簿Q&A	
第4章 避難行動計画の具体的な対策	19
(1) それぞれの避難行動計画	
(2) 防災資機材等	
(3) 避難所等連絡先	
(4) 関連施設	
(5) 地区防災訓練の実施	

米ノ庄地区防災計画(第2版)

1.米ノ庄地区防災計画の位置付け

自助・共助・公助を効果的に発揮。

人的被害ゼロをめざします！

米ノ庄地区防災計画は、災害対策基本法第 42 条に基づき、地区の防災に関する事項について、住民自治協議会・自治会・住民・事業所が果たすべき責務を明確にして、総合的・計画的な防災・減災活動の実施・推進を図ることを目的とします。

災害対策基本法は、第 42 条において地域防災計画・地区防災計画の作成に関して定めており、住民等は、当該計画に従い防災活動を実施するよう努めなければならぬと定めています。

こうしたことから、日頃、家族や地域で防災について話し合うなど、防災を特別なものではなく日々の生活と一体的なものとする考え方（防災の日常化の定着）を推進することが重要です。

米ノ庄地区防災計画は、「自分の命は自分で守る」「自分たちの地域は自分たちで守る」という理念のもと、住民自治協議会・自治会・住民のそれぞれが役割をしっかりと果たし、災害時には「自助・共助・公助」の 3 つが効果的に連動し、地域ぐるみの協力体制が作動することを求めています。

防災体制の強化を目指し、必要に応じて見直しと検証をはかり、自らが地区防災計画を策定するとともに、「避難行動マニュアル」「避難所運営マニュアル」を編集、詳細な災害対策を構築し、災害時の人的被害ゼロを目指します。

資料 1 松阪市避難行動要支援者名簿掲載通知書

資料 2 あなたの情報の提供に関する同意確認書

様式 1 避難行動要支援者名簿受領書兼誓約書

様式 2 個別避難計画（避難支援プラン）【NO. 】

様式 3 個別計画プラン（地域支援者）【 自治会】

様式 4 個別避難計画（避難支援プラン）作成管理表【 年度版】

様式 5 個別避難計画（避難支援プラン）保管録 【 年度版】

様式 6 避難行動要支援者名簿守秘義務誓約書

資料 3 阿坂まちづくり協議会と米ノ庄住民協議会における
「災害時相互支援に関する協定書」

資料 4 防災情報の受け取り方法

2. 自助・共助・公助

被害を最小限に抑えるためには、「自助」「共助」「公助」の3つの要素がうまく機能することが重要だと言われています。

近年では大規模地震や大型台風、大雨などの自然災害が多く発生し、防災意識が高まっています。その基本となる「自助」「共助」「公助」の役割をしっかり理解し、もしもの時に備えることが重要です。

巨大地震とされる南海トラフ地震が発生した場合は、行政の救助や支援が及ばなくなることになり、避難所に収容しきれない避難者が発生します。そうした時は、「自助」「共助」「互助」が有効となります。日頃からの防災のための備え・情報収集・心構えが大切になります。

(1) 自助（自分で自分と家族を守る）

自助とは、被災から自分自身で切り抜けることを指します。

日頃から、防災マップやハザードマップで地域の特性や避難場所・避難所の把握を行い、災害情報の収集方法（防災アプリのインストールなど）や災害時の情報伝達方法（災害伝言ダイヤル 171 など）を確認しておくことで、もしもの時の行動に役立ちます。

備蓄は、避難生活を想定し保存できる食料や水を準備。1週間分の量を目安に準備しておくことが重要です。

(2) 共助（地域の人達や地域団体、事業者が助け合って守る）

阪神淡路大震災では、70%弱が家族を含む自助、30%が隣人などの共助により救出されたといわれています。大規模災害では、特に周囲との様々な助け合いが大きな力になります。

自治会が実施する防災訓練には参加するなど日ごろの防災意識を高めるとともに、日常的に近所の方々とのコミュニケーションを図ることを心がけるようにすることも大切です。

自治体、民間、NPO、企業、行政機関、支援者を対象として個別避難計画を作成する

(3) 公助（市役所や消防・警察などの公的支援）

各都道府県市町村では、それぞれの地域に応じた防災計画や避難場所、防災マップなどを提供しています。それらの内容を、行政機関のホームページや市役所に確認しておきましょう。災害発生時は、地域・地区全体が被災しており、行政や消防・警察などが直ぐに対応できないことを理解しておきましょう。

3. 取り巻く背景と課題

南海トラフ巨大地震のこれまでの発生周期は 90 年へ 150 年で、前回の東南海地震から約 80 年が経過しています。南海トラフ地震の発生確率は 30 年以内に約 80% と危惧されています。

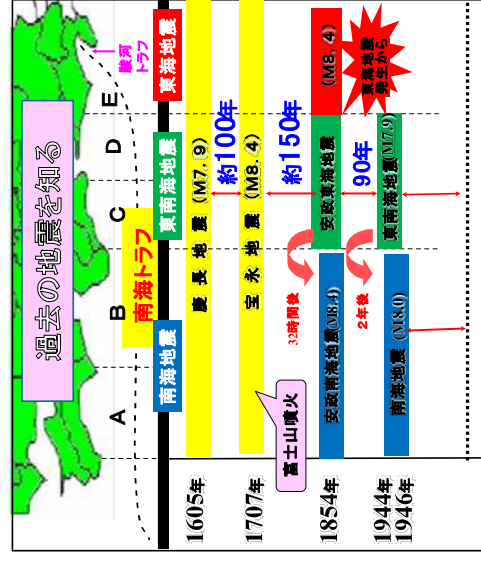
(内閣府防災会議より)

(1) 南海トラフ巨大地震

近年、発生が懸念されている南海トラフ地震は、最大 32 万 3 千人の死者が発生することが予想されており、東日本大震災（平成 23 年 3 月 11 日発生）を超える大規模災害になることが危惧されています。

阪神・淡路大震災（平成 7 年 1 月 17 日発生）では、死亡者の 8 割が家屋の下敷きになって亡くなりましたが、その中で助かった人々の多くは近隣住民等によって救助されました。

全国では、2011年3月以降2022年3月まで震度6強以上の地震が13件発生しており、政府の中央防災会議は、科学的に想定される最大クラスの南海トラフ地震の被害想定によれば、南海トラフ巨大地震が一度発生すると、静岡県から宮崎県にかけての一部では震度7となる可能性があるほか、それに隣接する周辺の広い地域では震度6弱から6強の強い揺れになると想定されています。また、関東地方から九州地方にかけての太平洋沿岸の広い地域に10m²を超える大津波の襲来が想定されています。



(2) 米ノ庄地区の防災意識

米ノ庄地区は、昭和 28 年（1953 年）の台風 13 号、昭和 34 年（1959 年）の伊勢湾台風以降大災害を経験していません。また、昭和 19 年（1944 年）の東南海地震でも甚大な被害を経験していません。従って、住民の災害意識は災害発生に伴う被害を理解しつつも、自分自身のものとして真剣に受け止めているとは言えないものがあります。

4.米ノ庄地区の地勢と特性と気象概況

(1) 地勢

大阪市は、三重県のほぼ中央に位置し、地形は西部一帯が山岳地帯、中央部は丘陵地帯、東部一帯は伊勢平野が広がり伊勢湾に面し、北部を雲出川、南部を榑田川が流れています。

米ノ庄地区は、松阪市の北部に位置し、中ノ庄町は三渡川、上ノ庄町は岩内川、久米町は堀坂川と中川。市場庄町は中川が流れています。また、地盤は砂地であり強固なものとなっています。

(2) 特性

米ノ庄地区は、近鉄山田線、JR 紀勢本線、JR 名松線、国道 23 号線、国道 166 号線、県道 24 号線が通り交通の要所となっています。

各地とも高低差のない平地に家屋が並んでいます。

(3) 気象概況

米ノ庄地区は、過去の統計から年間平均気温は 14～16℃、年間平均降水量は 1,500 ミリメートル、温暖な気候となっています。

しかし、昨今の気候変動を踏まえると線状降水帯による大雨を警戒することが必要となります。

5.米ノ庄地区の過去の災害と災害時のリスク

(1) 風水害

米ノ庄地区は、大雨や台風により被害を受け易い地区となっています。

近年は気候変動が進行しており、大雨の発生数の増大や台風の大規模化が相次いでいます。今後も短時間強雨や大雨の発生、発生頻度や降水量の増大も予測されるなど、大規模災害の発生が懸念されます。そのため集中豪雨や台風が多発する夏期には、これらに対する防災や備えの必要性が高まります。

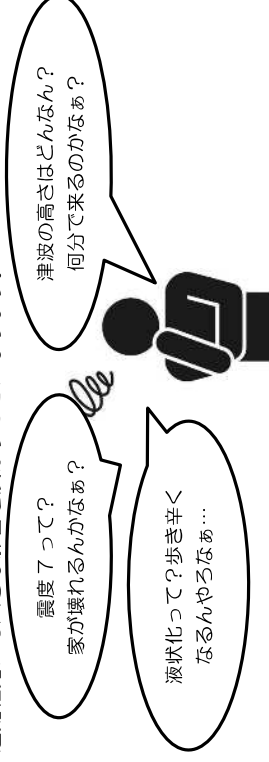
(2) 震災

**南海トラフ巨大地震では最大震度 7
液状化・家屋倒壊・津波被害の可能性あり！**

- ① 米ノ庄地区は、地震・津波・液状化現象の災害が想定されます。
- 南海トラフ地震が 90 年から 150 年周期で発生しており、昭和東南海地震（1944 年 12 月発生、M7.9）から約 80 年が経過しています。
- 2023 年 1 月 1 日を基準とした今後 30 年以内の発生確率は 70～80%とされており、地震による家屋の倒壊・火災で大きな災害が想定されます。
- また、プレートとの半割れによる地震も想定されます。大規模災害に至る前の事前避難行動をとることも大切です。（※プレートの半割れ＝想定震源域の一部のみ地震がおき、プレートが一部のみずれることを言う。運動して地震が発生する恐れがある）

- ② 地震による津波は最大で 3.8 メートル、最大浸水は 3.0～5.0 メートルとされ、概ね JR 名松線より東側が浸水するとされています。

- ③ 地震による液状化現象は高い確率で発生するとされており、家屋の倒壊、避難経路にも大きな影響を及ぼすことになります。



(3) その他の災害

空気が乾燥すると火災による被害が心配されます。一旦、火災が発生すると隣接する家屋も被災することになり大きな被害となります。

また、新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症にも対策を講じなければなりません。

6.災害時の対応

災害発生時は、予想される被害の大きさにより次の災害対応で対応します。

災害対応 1 (人・家屋の被害が少ないもの)

本部長・副本部長・事務局長・事務局で情報を共有し、災害発生後の推移を観察します。

災害対応 2 (人・家屋の被害が大きなもの)

災害対策本部・自治会の自主防災組織を立上げ、被害状況を把握するとともに、松阪市防災本部・自治会自主防災組織と連携を図り対策を講じます。

災害対応 3 (人・家屋の災害が地区全体に及ぶもの)

直ちに災害対策本部・自治会の自主防災組織を立上げ、松阪市防災本部・自治会自主防災組織と連携を図り被害状況を把握するとともに必要な対策を講じます。

7. 住民・自治会・住民自治協議会の責務と役割

(1) 発災前にすべきこと

①住民

住民は、防災を常日頃から意識し、次の項目について災害時に備えた対応を図りましょう。

ア 建物を耐震しましょう。

イ 家具の固定、寝起きする場所の周りに家具などを置かないようにしましょう。

ウ 防災バックを準備しましょう。

エ 避難先を確保しましょう。

②自治会

自治会は、次の対策を講じます。

ア 自主防災組織を設置します。

イ 自助の大切さをPRし、防災意識の高揚を図ります。

ウ 防災訓練を実施し、被災時の対応を指導します。

エ 各自治会は要支援者を名簿等で把握して円滑な避難誘導体制を構築します

③住民自治協議会

住民自治協議会は、次の対策を講じます。

ア 避難行動マニュアルを作成し自治会・住民に周知します。

イ 避難所運営マニュアルを作成し、災害時に備えるとともに避難所運営の訓練を実施します。

ウ 平成 27 年 3 月 4 日に阿坂まちづくり協議会（現在はあざか住民自治協議会）と「災害時相互支援に関する協定書」を締結し、阿坂地区・米ノ庄地区において甚大な災害が発生または発生する恐れがある場合に、円滑な連携 対応を図れるようにしました。

(2) 発災後にすべきこと

① 住民

家族・近隣住民の安否を確認し被災者の救助を行いましょう

② 自治会

自主防災組織を立上げ対応を図ります。

ア 住民の安否を確認するとともに被災者の救助を行います。

イ 被災状況を把握し、住民自治協議会に報告します。

ウ 必要とする救援物資を把握し、支給できるものは、早急に支援するとともに不足物資を確保します。

③住民自治協議会

地区防災本部を立上げ対応を図ります。

ア 米ノ庄地区の被災状況を把握します。

イ 被災状況を踏まえ避難所を開設し自主運営を目指します。

ウ 関係機関、自治会（自主防災組織）と連携、必要な対応を図ります。

エ 地区の住民を安全な避難場所へ誘導します。

オ 災害対策本部を組織します。

（３）復興のためにすべきこと

①住民

復興に向けて努力しましょう。

②自治会

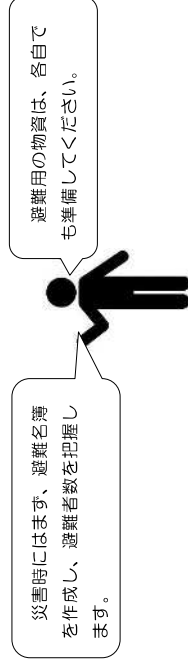
復興に向けて住民自治協議会と協力して住民の支援を行います。

③ 住民自治協議会

行政の指示のもとで自治会やボランティアと協力して、計画製のある一日も早い復旧・復興に努力します。

8.物資等の備蓄・調達・供給

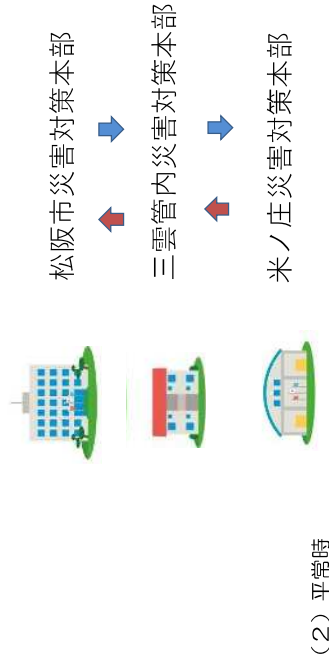
米ノ庄地区の被災影響が比較的小さいと考えられる上ノ庄町に防災倉庫を設置し、避難所で必要とする物資を備蓄します。平常時の管理は、住民自治協議会の事務局長・防災コーディネーター・住民自治協議会事務局スタッフが行ないます。備蓄の状況は、防災部会がチェックし直ちに使用できる状態を保ちます。



9.関係機関との連携

（１）災害時

- ①災害発生時は、松阪市災害対策本部の指示にもとづき活動を行います。
- ②災害発生時の被災・救助・支援等の状況の情報を得るとともに必要な措置を講じます。
- ③救援物資などの要請を行います。



- ①松阪市防災対策課との連携を密にし、最新の防災情報を取得して地区防災活動に反映します。

10.防災体制

米ノ庄地区の防災体制は、別紙「米ノ庄地区防災体制組織図」の通りとします。災害が発生した時や災害が発生する恐れがある時は、防災体制組織が災害対策本部（災害警戒本部）として機能します。

米ノ庄地区防災計画

(避難行動マニュアル編)

(地震、津波、風水害)



初版 1刷

〈令和6年4月〉

米ノ庄住民自治協議会

目次

第1章 米ノ庄地区の災害と避難行動対策の基本的事項	1
1.地区防災計画とは	1
2.基本方針	2
(1) 大災害発生から避難行動の流れ(初動期の行動)	
3.計画対象地区	3
(1) 計画対象地区	
(2) 各地区自治会・自主防災組織活動拠点	
4.地区の特性と予想される災害	4
(1) 地震	
(2) 津波・液状化	
(3) 風水害	
第2章 避難行動	5
1. 平常時の取り組み	5
(1) 各自治会・各自主防災組織の取り組み	
(2) 個人の取り組み	
2. 災害時の取り組み	7
(1) 避難についての心構え	
(2) 災害別の避難行動	
第3章 死傷者ゼロを目指す避難行動の支援体制づくり	14
(1) 要配慮者の避難について＝配慮のポイント	
(2) 避難行動要支援者の避難＝避難行動要支援者制度を活用した体制づくり	
(3) 避難行動要支援者名簿の作成手順	
(4) 避難行動要支援者名簿Q&A	
第4章 避難行動計画の具体的な対策	19
(1) それぞれの避難行動計画	
(2) 防災資機材等	
(3) 避難所等連絡先	
(4) 関連施設	
(5) 地区防災訓練の実施	

- 資料 1
- 松阪市避難行動要支援者名簿掲載通知書
- 資料 2
- あなたの情報の提供に関する同意確認書
- 様式 1
- 避難行動要支援者名簿受領書兼誓約書
- 様式 2
- 個別避難計画（避難支援プラン）【NO. 】
- 様式 3
- 個別計画プラン（地域支援者）【 自治会】
- 様式 4
- 個別避難計画（避難支援プラン）作成管理表【 年度版】
- 様式 5
- 個別避難計画（避難支援プラン）保管録 【 年度版】
- 様式 6
- 避難行動要支援者名簿守秘義務誓約書
- 資料 3
- 阿坂まちづくり協議会と米ノ庄住民協議会における
「災害時相互支援に関する協定書」
- 資料 4
- 防災情報の受け取り方法

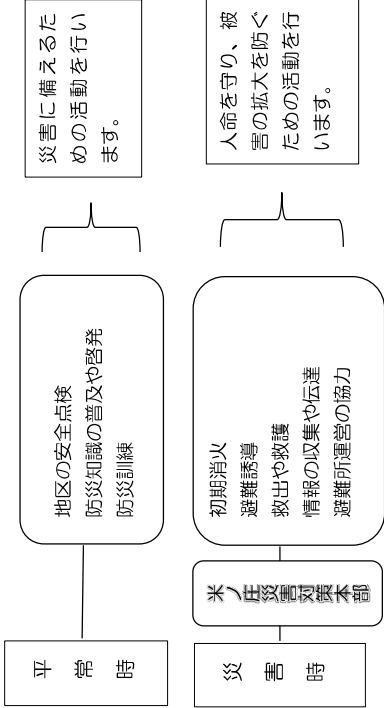
第1章

米ノ庄地区の災害と避難行動対策の基本的事項

1. 地区防災計画とは

従来、防災計画としては、国レベルの防災基本計画と、地方レベルの都道府県及び市町村等で地域防災計画を定め、それぞれ防災活動を実施してきましたが、東日本大震災において、自助、共助及び公助がうまくかみ合わないと大規模広域災害後の災害対策がうまく働かないことが強く認識されました。その教訓を踏まえて、地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進の観点から、市町村の一定の地区の居住者及び事業者（地区居住者等）が行う自発的な防災活動に関する「地区防災計画制度」が新たに創設されました。（平成26年4月1日施行）

米ノ庄住民自治協議会・各自治会・自主防災組織の役割



2. 基本方針

米ノ庄地区の住民が、地震や津波、そして風水害等の災害に遭遇したとき「**人的被害ゼロ**」とすることを基本方針とします。

(1) 大災害発生から避難行動の流れ（初期期の行動）

① 地震：津波警報が発令された場合

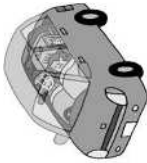
- ・「より遠く＝水平移動」…ＪＲ名松線より西側（山側）に避難した後、阿坂方面（目標：阿坂小学校）に避難します。
- ・「より高く＝垂直移動」…津波避難目標ライン（ＪＲ名松線）まで避難が困難な場合は、津波避難ビル等の高いところへ避難します。
- ・液状化の危険度が極めて高い…車での避難は避けること。



② 地震：津波警報が発令されなかった場合

- ・自宅被害なしの場合…①在宅避難※
 - ②避難所敷地外で、車中泊又はテント泊※
- ・自宅被害ありの場合…①避難所敷地外で、車中泊又はテント泊※
 - ②指定避難所に避難
 - ③避難所敷地内で、車中泊又はテント泊※

（※は、避難所外避難）



③ 風水害

- ・平常時に「松阪市洪水ハザードマップ」を確認しておきましょう。
- ・災害時は松阪市の指示に従って行動します。
 - 三渡川水系の場合…南西方面（上久米・美濃田方面）に避難する。
 - または自宅等で垂直避難
 - 坂内川水系の場合…西方面（上ノ庄方面）に避難する。または自宅等で垂直避難

3. 計画対象地区

(1) 計画対象地区

※「米ノ庄地区防災計画」は次表の地区を対象としています。
地域別人口（住民基本台帳）**(2024.1.1 現在)**

地区	世帯数	人口(男)	人口(女)	人口(計)	65歳以上
市場庄町	510	484	533	1017	346
上ノ庄町	152	174	178	352	128
久米町	415	499	561	1060	184
中ノ庄町	123	117	144	261	96
合 計	1200	1274	1416	2690	754

※久米町（久米自治会・上久米区自治会・こもれびの園自治会を含む）

(2) 各地区自治会・自主防災組織活動拠点

「各地区の防災計画」は下記の団体が定めます。

団体名	活動拠点	所在地	電話番号
米ノ庄住民自治協議会	米ノ庄地区	久米町926	56-4780
防災部会	コミュニティセンター		
市場庄町自治会	市場庄公会堂	市場庄町575-3	—
久米町自治会	久米町公会堂	久米町1377	—
上久米区自治会	三雲研修センター	久米町2008	56-7123
こもれびの園自治会			
上ノ庄町自治会	上ノ庄老人福祉センター	上ノ庄町2154	—
中ノ庄町自治会	中ノ庄集落センター	中ノ庄町1413	56-6167

4. 特性と予想される災害

当地区は地震、津波、液状化及び風水害による被害が想定される地域です。近年、地球温暖化の要因による異常気象が多発しています。過去の経験にこだわらず、ハザードマップを見て早めの避難をこころがけてください。

(1) 地震

- ①内陸断層型地震…布引山地東縁断層帯による断層型地震
- ②海溝境界型地震…南海トラフ巨大地震

(2) 津波・液状化

- ①久米町、市場庄町、中ノ庄町、上ノ庄町は、避難指示（緊急）を発令する「避難対象地域」に指定されている。
- ②最大津波高3、8m、最大3～5mの津波避難目標ラインはおおむねJR 名松線と想定されている。

町名	30cmの津波到達時間	最大津波の高さ想定	液状化
市場庄町・中ノ庄町	最短で90分	約5m	極めて高い
久米町		約2 m	極めて高い
上ノ庄町（JR名松線東側）			
久米町（上久米区自治会）	－	0m	高い
久米町（こもれびの園自治会）			
上ノ庄町（JR名松線西側）			

※津波の被害状態

0.3m～1m	避難行動がとれなく、動くことができない
1m～2m	津波に遭遇した人はほとんどの人が亡くなる
2m～5m	木造家屋のほとんどが全壊する

(3) 風水害

- ①水系別に浸水のおそれがある。事前にハザードマップを確認し、災害の際は松阪市の指示に従いましょう。

町名	三渡川	坂内川
市場庄町	浸水の恐れ有 (田畑)	0.3m～3m
中ノ庄町		
久米町		
上ノ庄町		
久米町（上久米区）		
久米町（こもれびの園）	0.3～1m	－

(三渡川水系ハザードマップ・坂内川水系ハザードマップより)

第2章 避難行動

1. 平常時の取り組み

- (1) 各自治会・各自主防災組織の取り組み



防災意識を高めよう！

防災意識の向上

米ノ庄地区の災害リスクを正しく知りましょう！

危険個所の把握

災害時の危険個所は、タウンウォッチング等を実施して知りましょう！

安否確認訓練

安否確認方法を決めておきましょう。

防災訓練・津波避難訓練

避難経路・避難先・避難所要時間を確認しておきましょう。

- (2) 個人の取り組み

非常持ち出し袋の準備

家族の人数分の非常持ち出し袋を準備。年齢別に必要なものはちがいます。3日間山で過ごすことをイメージしてそろえましょう。



重さは10kg以下！

持ち出し袋は事前に準備！

【持ち出し袋の中身の一例】

確認	項目	備考
☐	非常食	3日分
☐	飲料水	3日分
☐	携帯ラジオ	
☐	懐中電灯	ヘッドライトが好ましい
☐	ヘルメット（防災ずきん）	
☐	ティッシュ	
☐	ビニール袋	
☐	上着下着	
☐	軍手	ラバー付きが望ましい
☐	救急医薬品	傷薬・絆創膏・風邪薬等
☐	常備薬	お薬手帳のコピー
☐	衛生用品	マスク・消毒液
☐	生理用品	
☐	貴重品	現金・預金通帳のコピー
☐	健康保険証のコピー	
☐	マイナナンバーカードのコピー	
☐	洗面用具	歯磨きセット等
☐	簡易食器	
☐	キャンプ用ミニコンロ	
☐	寝袋等	
☐	簡易トイレ	
☐	筆記用具	
☐	柔らかい食べ物	
☐	入れ歯	
☐	めがね	
☐	つえ	
☐	紙おむつ	
☐	おんぶ紐	
☐	ミルク	
☐	紙コップ	
☐	スティックシュガー	※ミルクの代用に使用
☐	着替え	
☐	おむつかぶれ用薬	

（参考：「災害にぞなえる」松阪市）

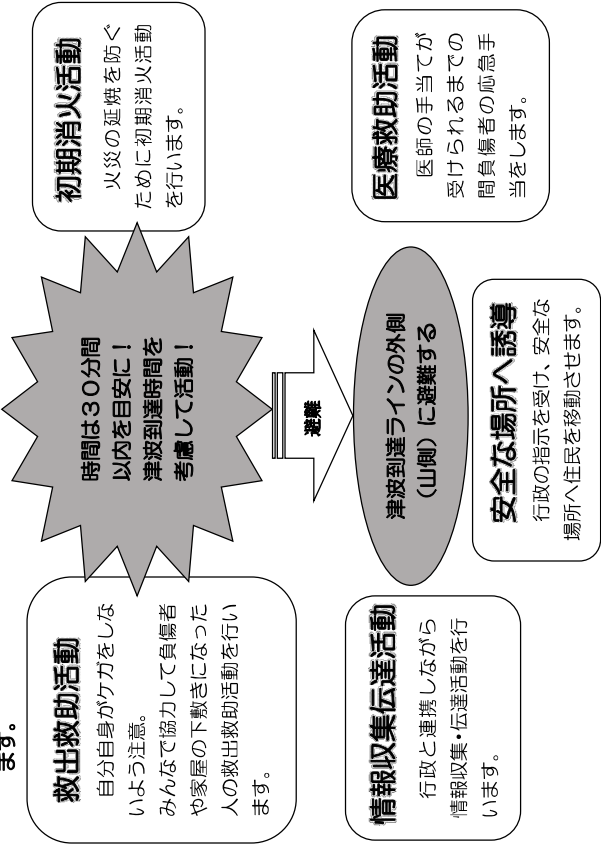
年齢や性別により、持ち出し袋の中身が違います。よく考え、準備しましょう。



2. 災害時の取り組み

(1) 避難についての心構え

- ①大きな地震が起きたら集会所等が集まらず、各自がすぐに避難行動をとります。
- ②安全な場所（津波到達想定ライン（名松線）より山側）を目指して避難を開始します。
- ③30分以内を目処に救出活動等を行いつつ避難します。
- ④高齢者や障がいを持った方、乳幼児を連れていらっしゃる方と一緒に協力し合い避難します。

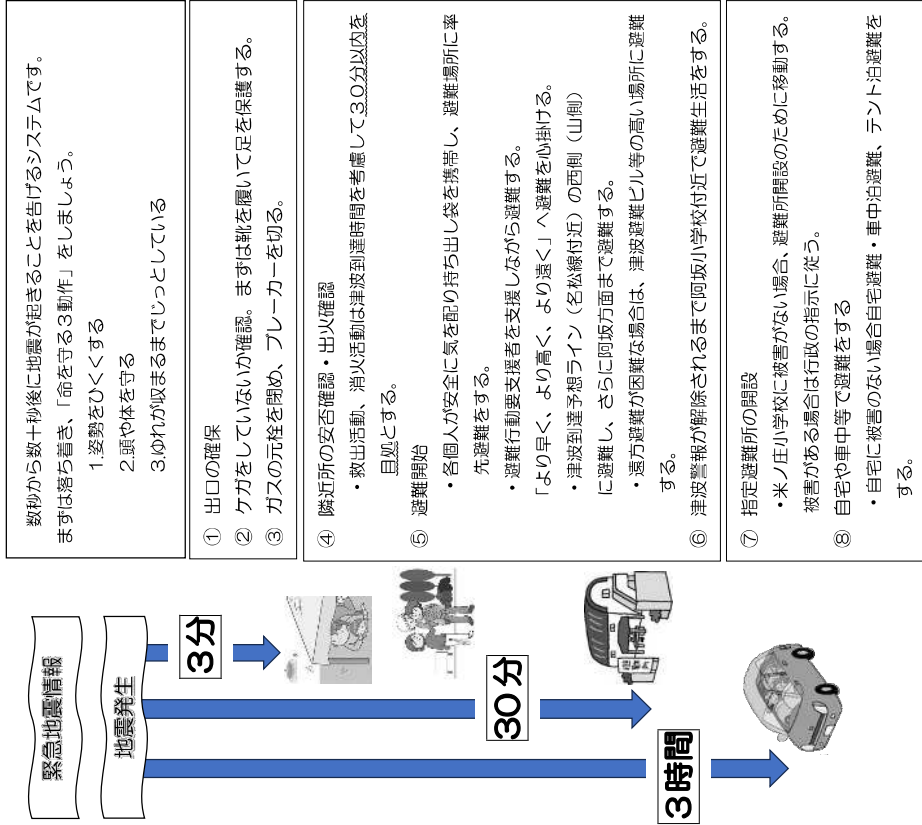


※米ノ庄災害対策本部総務班の避難時の活動

被害・避難情報の把握のため、避難時に①「避難者受付名簿」②「初動期」③「安否不明者名簿」を、米ノ庄住民自治協議会防災倉庫（上ノ庄老人福祉センター敷地内）から、持ち出して「阿坂小学校」に向かうこと。阿坂小学校では、各自治会単位で、「避難者受付名簿」（初動期）及び「避難者名簿」「安否不明者情報」（「避難所運営マニュアル」（参照））を記録する。

(2) 災害別の避難行動

①地震:津波警報が発令された場合

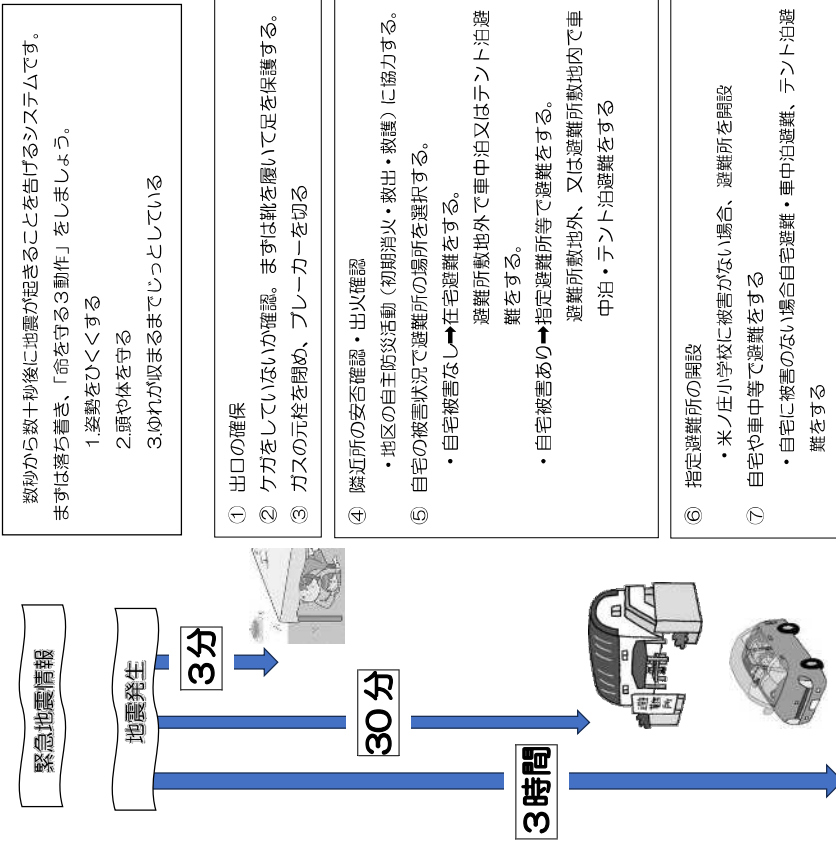


津波避難ビル



ビル名	海抜 (m)	収容人数 (人)	階数 (階)	避難場所	30分津波到達時間 (分)
米ノ庄小学校（校舎）	2.8	880	2	校舎2階部分	90～720
アピタ松阪三豊店	1.6	22630	4	立体駐車場5階・屋上	60～90
JIAみえなか三豊商店センター	2.9	119	2	2階部分	90～720
アンジュ	1	70	8	3階以上	40～60
アンジュV	1	160	8	3階以上	40～60

②地震:津波警報が発令されなかった場合



・指定避難所の運営は米ノ庄住民自治協議会が中心となり、米ノ庄災害対策本部を設置。松阪市と協働で自主的運営を実施します。

・指定避難所以外での避難は、「避難所外避難」と呼びます。この場合も避難者名簿を米ノ庄災害対策本部へ提出します。

・指定避難所へ避難する場合、校庭等で待機。健康チェックを受け、体調不良者は別室に避難。その他の避難者は地区別に受付手続きをします。

津波避難のキーワード

津波避難の3原則	
1 「想定にとらわれるな！」	津波はその想定を超えることがある。
2 「最善をつくせ！」	ここまでくれば大丈夫ではなく、最後まであきらめず、より速く、より高く避難する。
3 「率先避難者たれ！」	自分から率先して避難すること。その姿をみてほかの人も避難する。

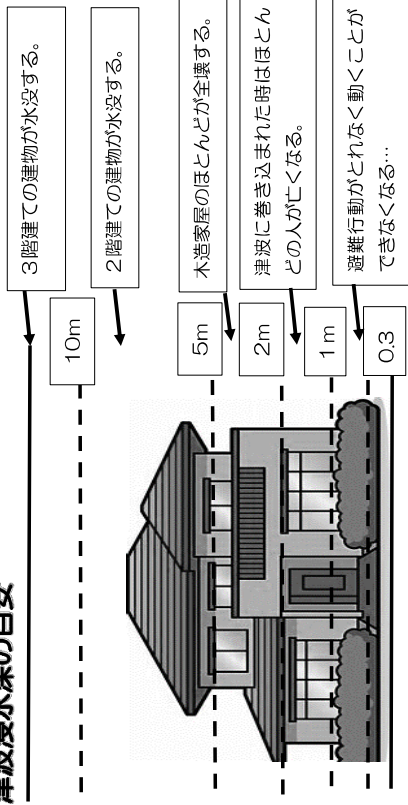


津波避難の追加の3項目

1 「原則は徒歩で避難！」	健康な方は原則徒歩で避難。高齢者やけが人等は車椅子・リヤカー・自転車等で避難可能。
2 「支援をしながら避難！」	避難行動要支援者（高齢者等）を支援しながら一緒に避難。救出は30分以内を目標にしましょう。
3 「津波でんでんこ」	集会所へ集まらず、各個人が安全を見極めながら個別に避難行動を開始しましょう。

※「津波でんでんこ」とは・・・津波が起きたら「でんでんばらばらににげて身をまもる」という東北地方に伝わる言葉。

津波浸水深の目安



③ 風水害の場合

気象台が発令する新しい避難情報は、警戒レベル1から警戒レベル5までの5段階になりました。詳細は下記の表の通りです。警戒レベル3及び4が発令された場合は、直接避難所へ避難してください。

ただし、浸水時が夜間の場合や、屋間でも河川と道路の境界や、マンホールの蓋が見えない場合は自宅の2階以上に待機することが必要です。警戒レベル3が発令された段階で、地域によっては要配慮者への声かけの対応が求められます。行政職員は地域と連携して必要な避難所の開設を行います。

ア. 避難の目安 警戒レベル

警戒レベル	災害の状況	住民がとるべき行動	行動を促す情報
5	災害発生または切迫	命の危険！直ちに安全確保	緊急安全確保
警戒レベル4までに必ず避難！			
4	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示
3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難	高齢者等避難開始
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水・高潮注意報
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報

イ. 避難所 指定避難所＝米ノ庄小学校（体育館・校舎）

※松阪市指定避難所である米ノ庄小学校は風水害の場合、ハザードマップ上では0.3～0.5m浸水の可能性があります。その場合は校舎2階に避難します。

※災害状況によっては、行政の指示により下記の施設を避難所として開設する場合もあります。

避難場所	所在地	浸水深 (m)
三雲研修センター	久米町	0.3未満
米ノ庄地区コミュニティセンター	久米町	0.5-1
上ノ庄老人福祉センター	上ノ庄町	0.3-0.5

避難所と避難場所ってど
うちがうの？



避難所は避難生活をする所。避難場所は
危険から一時退避。身を守る場所ですよ！



ウ. 洪水時の避難目標ライン

三選川水系の場合→南西方面に避難。上ク米経由で美濃田方面に避難
坂内川水系の場合→西方面に避難。上ノ庄町より西側へ避難

エ. 風水害からの避難方法

- ・正しい情報を聞き、早めに行動すること。
- ・家を離れるときはブレーカーを切る。
- ・子供には浮袋をつけさせ、お年寄りには背負うなどの配慮をする。
- ・マンホールや側溝など、足元に注意。杖等で足元を確認しながらお互いの体をロープで結んで避難する。
- ・川の近くを通るのは避けて、できるだけ安全なルートで避難する。
- ・周囲の人と協力し合い、単独行動をとらないように注意する。
- ・車での避難は交通渋滞を招き、浸水すると動けなくなる危険性あり。特別な事情がない限りの避難は徒歩で行う。
- ・避難が遅れたときは、自宅の2階に垂直避難する。

オ. 災害情報の取り方

防災行政無線

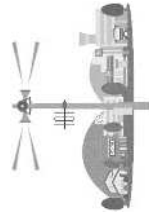
松阪市が屋外に設置しているスピーカーから避難を呼びかける。

聞こえなかったら

防災行政無線テレホンサービス

0598-25-6045

24 時間以内に防災行政無線で放送された内容を電話で聞くことができる。



松阪市ホームページ

防災行政無線で放送された内容を文字で確認できる。



緊急速報メール（エリアメール）

（株）NTTドコモ、ソフトバンクモバイル（株）、KDDI（株）、楽天モバイル（株）が、市内にいるユーザーに災害情報を送信します。（登録不要）
配信エリアを指定して情報発信しますので、市内にいる場合のみ受信できます。



松阪市防災情報メール

災害発生時など松阪市から、事前登録されたメールアドレスへ防災情報などを配信します。（要登録）
空メールを送信して登録する。

bousai@matsusaka-city@raiden.ktaiwork.jp



松阪市防災電話サービス

防災対策課：0598-53-4313

災害時に災害に関する情報を自宅の固定電話に音声電話でお知らせするサービス。（要電話登録）
次の方が対象です。

- ・一人暮らしの方で、携帯電話を持っていない。
- ・家族内で携帯電話を持っている人が一人もいない。
- ・日中、長時間にわたって携帯電話を持っている家族が不在となる場合。

松阪ナビ

松阪市公式のスマートフォン向けアプリ「松阪ナビ」では、各種ハザードマップをチェックしたり、端末のGPS 機能を利用して、現在地から避難所となっている施設へのナビゲーションを利用することができます。



【ios をお使いの方】



【Android をお使いの方】

防災みえ.jp

雨量や河川の水位、気象情報を確認できる。（要登録）また、気象・地震観測情報（警報・注意報など）をリアルタイムでメール配信しています。下記へアクセスし、防災みえ.jp のHP よりメール配信申込から手続きをしてください。

<https://www.bosaimie.jp>

また、右のQR コードよりLINE お友達登録をすると、LINE 上で情報を受けることができます。



第3章 死傷者ゼロを目指す避難行動の支援体制づくり



災害時に大きな被害を受けやすいのは、高齢者や、障がい者、子どもなど、人の助けを必要とする人です。この方々を「避難行動要支援者（要配慮者）」とよびます。住民全員が災害から身を守るためには、みんなで協力し、支援をしながら可能な限り避難行動を行っていく必要があります。事前に支援体制をつくり、個別計画を進めることが重要です。

(1) 要配慮者の避難について＝配慮のポイント

高齢者・寝たきりの方	緊急時は背負って安全な場所に移動する。
	不安にさせないように声をかける。
耳の不自由な方	話すときは、口の動きをはっきりと相手に解りやすいように話をする。
	手話、筆談、身振りなどの方法で、正確な情報を伝えます。
目の不自由な方	災害には、声をかけて情報を伝えます。
	誘導する場合は、杖を持った方の手には触れず、ひじのあたりを軽く持つてもらい、避難誘導します。
車いすをご利用の方	階段を使って移動する場合は必ず2人以上で行い、上りは前向きに、下りは後ろ向きにして移動します。

※小中学校や子ども園等の教育機関、介護老人施設（デイサービスセンター、サービス付き高齢者向け住宅）については、責任者と、災害時の対応について、打ち合わせをおくこと。

(2) 避難行動要支援者の避難＝避難行動要支援者制度を活用した体制づくり

松阪市では、災害時要支援者を災害から守るために、「避難行動要支援者制度」があり、「避難行動要支援者名簿（リスト）」の作成をすすめています。

※ 詳細は、「避難行動要支援者名簿活用の手引き」
(松阪市) R2年7月 (R4年8月改訂)

この名簿ができた理由は何??



- ① H23年の東日本大震災では被災地全体の死者のうち65歳以上の高齢者が6割、障がい者の死亡率が被災住民の死亡率の約2倍でした。
- ② H25年災害対策基本法改正で、全国の市町に名簿作成を義務付けました。



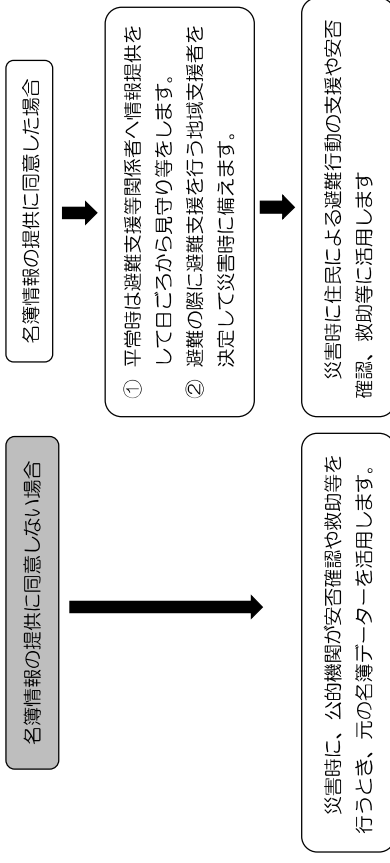
① 避難行動要支援者名簿の内容
災害時に、本人や家族の支援だけでは避難することが困難な方を記載した名簿で、住所をはじめ個人的な内容も記載されているので、取り扱いには注意が必要です。

② 対象となる災害時要支援者

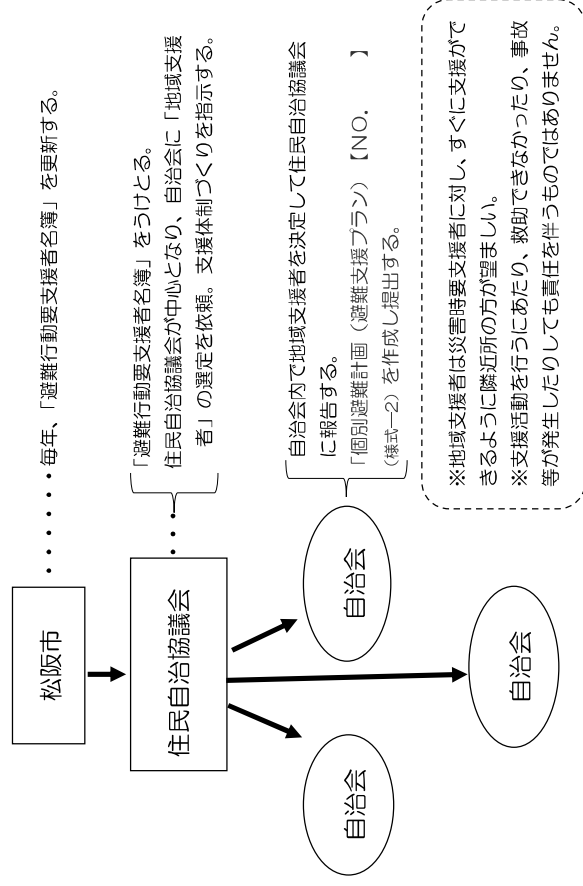
1	75歳以上のひとり暮らし
2	80歳以上の高齢者のみで構成されている世帯の方
3	要介護3以上の認定を受けている方
4	障がい1～2級に該当する方 (内部障がいを除く。ただし呼吸器機能障がいは含む)
5	療育手帳の交付を受け、A1又はA2の判定を受けた方
6	精神障がい者保健福祉手帳の交付を受け1級に該当する方
7	難病患者で特定医療費（指定難病）受給者証交付を受けた方
8	避難情報の入手や避難の判断、避難行動を自ら行うことが困難で、自ら避難行動要支援者であることを申し出た方

③ 避難行動要支援者名簿の活用について

この名簿を活用して避難をする場合、地域の方に支援してもらう必要があります。
名簿情報の提供に関しては、本人に同意の有無を尋ねます。
それにより支援体制がとれるかが決まります。



④ 支援体制の確立に向けて



⑤ 支援計画（避難プラン）の考察

- ・住民自治協議会防災部会は、研修会等を開き、地域の災害特性や情報を共有し、自治会の支援計画（避難プラン）の確立の際には、ともに考え、相談やアドバイスを施し、協力します。
- ・自治会内で地域支援者（複数名）が決定した後、どのような方法でどのルートをつかって支援しながら避難するかを考察し、避難計画を文章化します。

＜避難プランを作る方法1＞

災害図上訓練(DIG) = Disaster(災害) Imagination(想像力) Game(ゲーム)

参加者(地域支援者)が地図を使って防災対策(逃げ方)を検討する訓練

「どのルートで 何を利用して どのように支援しながら逃げるのか！」

＜避難プランを作る方法2＞

避難訓練を繰り返す …実際に避難行動訓練を行い、不便さ難しさを体験。

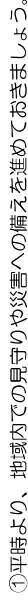
反省点から修正を施し災害に備える



4章 運動計画の具体的な対策

- (1) それぞれの事業行動計画

「あなたの情報の提供に関する同意確認書」(資料2)に、同意して避難支援を希望するか、同意しないかを記入して、市役所に返送する。



- ・地域支援者の代表（住民自治協議会会長）



「避難行動要支援者名簿受領誓約書」(様式1)を住民協議会長に提出。

センター長は地区コミュニティセンターの金庫に保管する。

防災担当事務員は「避難行動要支援者名簿」の内容を「**個別避難計画(避難支援プラン**【No.】」(様式2)に手書き転記する。



事務局より「個別避難計画（避難支援プラン）【No. 1】」（様式2）をうけとる。

各自治会で「個別避難計画（地域支援者）【自治会】（様式3）」を活用して現状調査をする。

地域支援者を決定する際、協議資料として提出した資料は枚数等を管理し「個別計画（避難支援プラン）作成管理表」（様式4）を作成し事務局に提出。地域支援者複数名を決定後「個別避難計画（避難支援プラン）【No. 1】」（様式2）を完成させ、住民自治協議会事務局に提出。協議に使った資料を事務局に提出する。



⑥地区防災組織は救助活動に必要な防災資機材を準備しよう

自治会内で「個別避難計画（避難支援プラン）【No. 〇〇】」（様式2）を活用するにあたり、「個別避難計画（避難プラン）保管録」（様式5）に氏名等を記録し、事務局に提出する。

18

⑦避難ルートマップ案は次ページです。参考にしてください。

※30 cmの津波の到達時間は約60分と想定されています。30分以内を目安にしましょう。

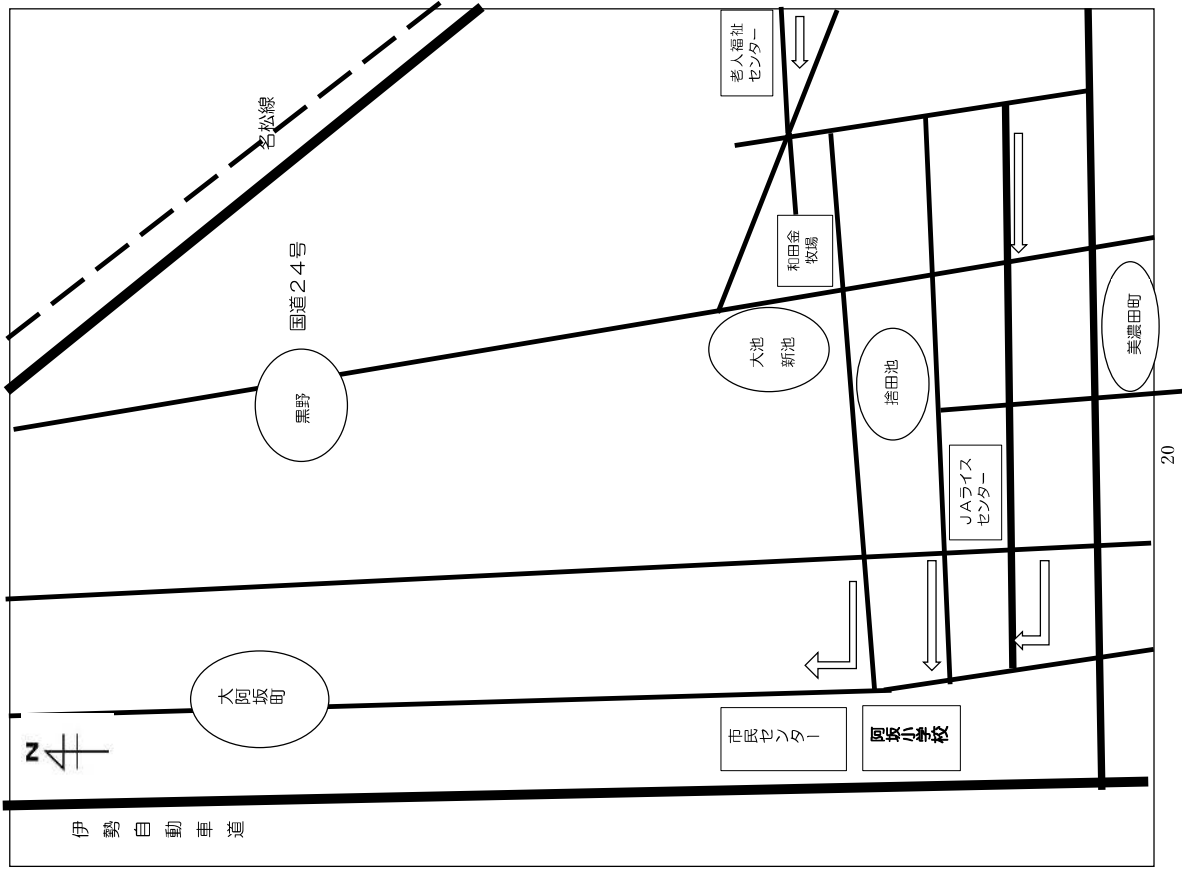


⑥地区防災組織は救助活動に必要な防災資機材を準備しましょう

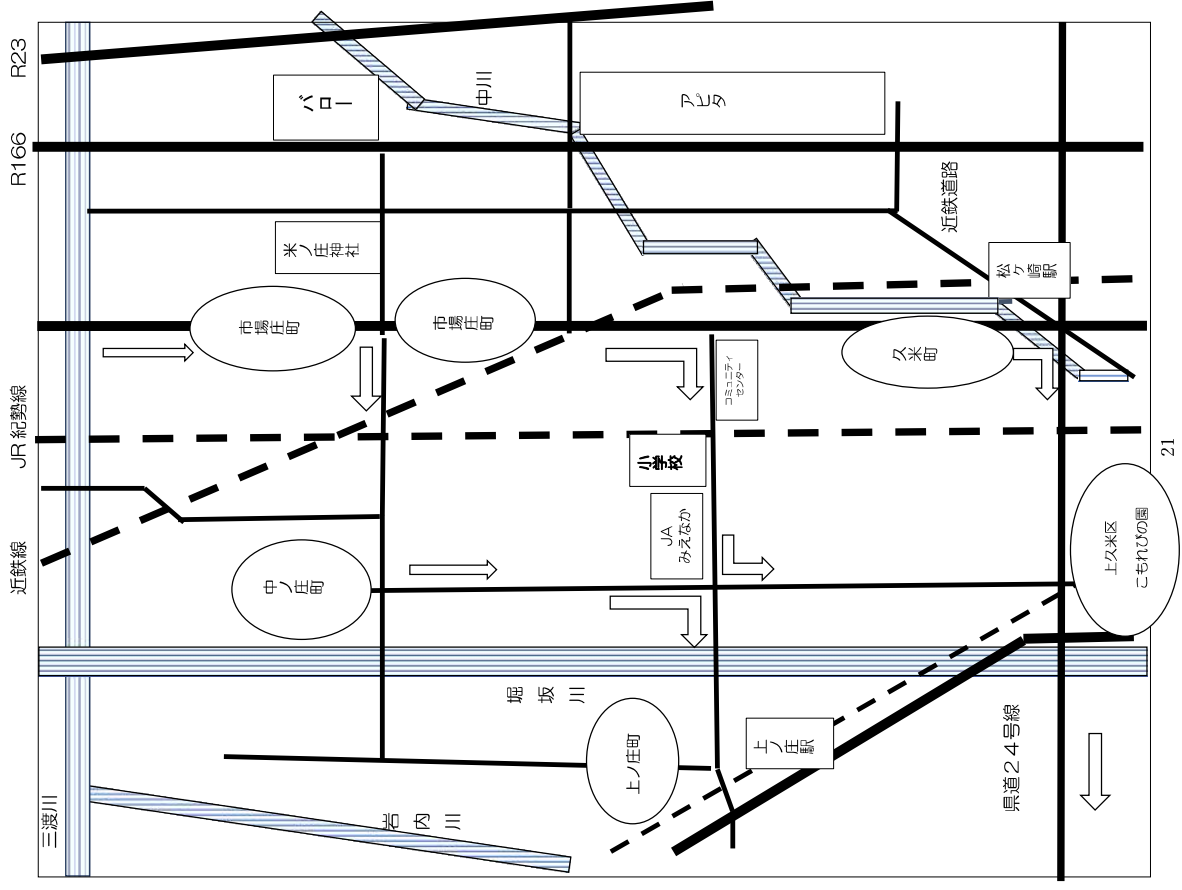
例：メガホン 携帯ラジオ 発電機 ハルメット シャベル つるはし スコップ
ゴム手袋 バールのこぎり ロープ チェーンソー 等

⑦避難ルートマップ案は次ページです。参考にしてください。

【米ノ庄地区から阿坂地区への避難経路】



20



21

(2) 防災資機材等

住自協防災倉庫（上ノ庄）		松阪市防災倉庫（小学校）		小学校体育館中2階	
物資名	数量	物資名	数量	物資名	数量
投光器	6	マンホールトイレ		受付セット	一式
発電機	2	トイレ清掃用噴霧器	2	着替えテント	2
スピーカー	1	トイレ清掃用バケツ	2	各班専用BOX	9
マイク	2	屋外ライト	6	発電機	1
ワイヤレスメガフォン	1				
着替えテント	5				
ガスボンベ(5kg)	1				
三連コンロ	2				
大鍋	2				
調理道具	一式				
屋外テント	1				
誘導灯	5				
トランシーバー	8				
プライベートルテント	90				
各班専用BOX					
受付用簡単テント	1				

(3) 避難所等連絡先

1. 避難所等				
	施設名	管理者	電話番号（0598）	備考
一時避難場所	米ノ庄小学校	校長	56-2104	
	アピタ松阪三雲店	松阪市危機管理室	53-4313	
	いみえなか三雲育苗センター	松阪市危機管理室	53-4313	
	阿坂小学校	校長	58-2304	
避難経路	資料 防災マップのとおり（名松線の西側まで）	（P 2 0 ・ P21参照）		
	資料 防災マップのとおり（阿坂小学校まで）			
2. 緊急時の連絡先				
	連絡先	住所	電話番号（0598）	備考
松阪市	防災対策課	殿町1340-1	53-4313	休日53-4100
三雲地域振興局	地域振興課	曾原町872	56-7905	
松阪中消防署	三雲分署 ➡ 消防	曾原町872	56-2536	
松阪警察署	川井町交番	川井町690-2	21-6508	
宇野胃腸科脳神経内科		市場庄町1105-3	56-6001	
三重県松阪庁舎松阪地域防災総合事務所地域調整防災室		高町872	50-0508	50-0503
中部電力パワーグリッド（株）松阪営業所 ➡ 電気		垣島町454-5	0120-923-286	
北部上下水道事務所 ➡ 上下水道		曾原町872	56-7906	
北部建設保全事務所 ➡ 道路・河川		姫野町1430	48-3042	
災害用伝言ダイヤル（録音時）			171-1	伝言をする人の電話番号
災害用伝言ダイヤル（再生時）			171-2	伝言を聞きたい方の電話番号

(4) 関連施設
①医療機関

名称	住所	連絡先
松阪市民病院	殿町1550	23-1515
済生会松阪総合病院	朝日町一区15-6	51-2626
松阪中央総合病院	川井町102	51-5252
休日夜間応急診療所	春日町1-19	23-1364
三重県松阪保健所	高町138	50-0527

②要配慮者の施設（避難行動要支援者）

名 称	住 所	連絡先
ディサービス 「ほてい」	市場庄町1373	20-8000
ディサービス「第二ほてい」	市場庄町1087-2	30-4080
サービス付き高齢者向け住宅 「いぶぎ」	市場庄町1098	56-9336
サービス付き高齢者向け住宅 「ひさし」	市場庄町1096-1	56-9225
アンダンテ ディサービス	市場庄町1129	56-5937

(5) 地区防災訓練の実施

災害発生時に、地区住民が「地区防災計画」に沿って、適切な行動ができるよう、市や消防署等とも連携しながら、次の訓練を中心とした地区防災訓練を毎年度実施します。

ア、避難訓練「要配慮者（避難行動要支援者）の支援を含む」

イ、情報収集・伝達訓練

ウ、応急処置訓練

エ、給食給水訓練

オ、啓発活動

訓練の実施後は、訓練結果を検証し次回訓練に反映する等、定期的に活動内容を見直し、必要があれば「地区防災計画」の見直しを行います。

第 5 章 様式及び資料

資料 1 松阪市避難行動要支援者名簿掲載通知書

松阪市避難行動要支援者名簿掲載通知書

松阪市長 竹上 真人

平素は市の防災施策に対しご理解ご協力を賜り御礼申し上げます。

災害時に逃げ遅れによって高齢者などが犠牲になることが懸念されていることを踏まえ、市では高齢者や要介護者、障がい者など一定の要件に該当する方を「避難行動要支援者」として名簿を作成しています。

あなたは、下記の要件に該当することから、市の名簿に掲載されていることを通知いたします。

（該当要件） ※ 令和 年 月 日時点

☐ 75歳以上一人暮らし ☐ 80歳以上高齢者のみ世帯

☐ 要介護3以上 ☐ 障がい1～2級（内部障がいを除く。呼吸器系は含む。）

☐ 療育手帳A1又はA2 ☐ 精神障がい者保健福祉手帳1級

☐ 重症患者認定

（必ずお読みください）

（1）生命又は身体を災害から保護するために、災害が発生したときには、あなたの情報（氏名、生年月日、性別、住所等）を避難支援等関係者へ提供することがあります。

（2）災害発生時に迅速な避難支援のため、平時から避難支援等関係者へあなたの情報を提供することに対して、同意されるかどうかについて、同封の「あなたの情報の提供に関する同意確認書」にて返信してください。

（3）避難支援等関係者自身やその家族などの安全確保が前提となるため、必ず避難支援がなされることから保証されるものではありません。

提出期限：令和 年 月 日

（お問合せ先）

松阪市 防災対策課

電話番号：0598-53-4313

FAX：0598-22-1055

あなたの情報の提供に関する同意確認書

この確認書の太枠内をご記入の上、同封の返信用封筒にて松阪市へご返送ください。
同意しない場合であってもご返送ください。

災害に備えるため、私に関する以下の情報を、あらかじめ消防や警察、住民自治協議会、自治会、町内会、消防団などの避難支援等関係者へ提供することに、

1 同意し、避難支援を希望します。

2 同意しません。

(理由) ☐ 入院または施設入所等により自宅にいません。

☐ 同居の家族により支援が受けられるので必要ありません。

☐ その他 ()

(1 または2のいずれかに○をつけてください。2 の場合はその理由にチェックしを入れてください。)

(宛先) 松阪市長

年 月 日

実際にお住まいの住所

氏 名

※本人が直筆できない場合または未成年の場合には、代理人が署名・代筆をすることができます。

その場合は、下に代理人の氏名を記入してください。

代理人氏名

※同意される場合には、次の太枠内も記入をしてください。

(該当がなければご記入は不要です。)

あなたの電話番号 (繋がりやすい番号)	— — — (氏名)
緊急時の連絡先 (家族や親戚など) ※可能であれば2名ご記入ください。	(住所)
	(電話)
	(氏名)
	(住所)
	(電話)

(避難支援等関係者へ提供されるあなたの情報)

- ①氏名 ②生年月日 ③性別 ④お住まいの住所
⑤上に記載されたあなたの電話番号及び緊急時の連絡先
⑥通知書に記載されている事由 (該当要件)

※災害の状況によっては避難行動の支援することが困難になることもあるため、同意することによって必ず支援されることを保証するものではありません。

避難行動要支援者名簿受領書兼誓約書

(宛先) 松阪市長
年 月 日

下記のとおり、避難行動要支援者名簿を確かに受領しました。

避難行動要支援者名簿の活用については、災害対策基本法の趣旨をよく理解し、知りえた情報を第三者に漏らさず、目的外の利用は行わず適正に管理することを誓います

記

団 体 名	
受 領 者 住 所	
受 領 者 氏 名	
名 簿 管 理 者	
名 簿 保 管 場 所	
備 考	

(様式2) 個別避難計画（避難支援プラン）【NO. 〇〇】

作成日： 年 月 日	
ふりがな	自治会名
氏名	組・班
住所	町 (方書)
自宅電話	携帯電話
生年月日	M・T・S・H・R 年 月 日 年齢 歳
家の構造	木造・非木造（鉄骨・鉄筋コンクリート） 建築年 年 月
区分 (該当にレ点)	☐ 75歳以上ひとり暮らし ☐ 80歳以上のみの世帯 ☐ 要介護3～5〔要介護認定（ ）〕 ☐ 障がい1・2級〔障がい区分（ ）〕 ☐ 療育手帳A1またはA2 ☐ 重症患者認定（ ） ☐ 自ら申し出（ ）
身体状況 (該当にレ点)	☐ 寝たきり ☐ 歩行困難 ☐ 足腰が弱い ☐ 視覚障がい ☐ 聴覚障がい ☐ 精神障害 ☐ 避難判断が困難 ☐ 介助必要（食事・トイレ・着替え・移動） ☐ その他特記すべきこと（ ）
家族構成	人（本人含む）〔 〕（本人からみて） ☐ 上記のうち、離れに住んでいる人〔 〕
日常生活での慣行的行動	
氏名等	住所 電話 ー ー
氏名等	続柄（ ） メール
氏名等	住所 電話 ー ー
氏名等	続柄（ ） メール
氏名	関係
氏名	関係
氏名	関係
具体的な支援内容及び避難支援上の特記事項	

裏面	避難先	移動手段
避難場所		
避難時や避難所での特記事項		
避難計画	避難経路	

(様式3)

個別避難計画（地域支援者）【 自治会】

令和 年 月 日

No	避難行動 要支援者氏名	支援度 ☆☆☆	地域支援者	地域支援者	地域支援者	地域支援者	具体的支援内容・特記事項
	フリガナ 氏名	☆☆	フリガナ 氏名	フリガナ 氏名	フリガナ 氏名	フリガナ 氏名	
例							
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

※ 支援を必要とする程度は、★：同行避難可能（移動不安） ★★：一部介助のうえ同行避難ができる
（搬入、搬出しようがい等） ★★★：ほぼ全面介助が必要（要介護3以上、運動機能しやうがい等）

(様式4)

令和 年版 個別避難計画（避難支援プラン）

作成管理表

自治会名 _____
会 長 _____

氏名	役職等	連絡先	備考

「個別避難計画（避難支援プラン）」作成にあたり、以下の事項に留意してください。

- ①災害対策基本法の趣旨を理解し、知りえた情報を目的に関係のない第三者に漏らさず、目的外の利用は行わず適正に管理してください。
- ②「個別避難計画（避難支援プラン）」を複製（コピー）する場合は、必要最小限にととめ、所持者名、枚数を管理表に記載し管理してください。
- ③「個別避難計画（避難プラン）」完成後は、原本・コピー等は事務局に返却してください。

令和 年版 個別避難計画（避難支援プラン）

保管録

自治会名 _____
会 長 _____

氏名	役職等	連絡先	保管場所

「個別避難計画（避難支援プラン）」を保管するにあたり、以下の事項に留意してください。

①災害対策基本法の趣旨を理解し、知りえた情報を目的に関係のない第三者に漏らさず、目的外の利用は行わず適正に管理してください。

②「個別避難計画（避難支援プラン）」の更新の際には、旧データは原本コピーを含め保管録とともに住民自治協議会事務局に返却してください。

避難行動要支援者名簿守秘義務誓約書

(宛先) 米ノ庄住民自治協議会 会長 様
年 月 日

氏名 _____

避難行動要支援者名簿の活用につき、災害対策基本法の趣旨をよく理解し、知りえた情報を第三者に漏らさず、目的外の利用は行わず、適正に管理することを誓います

氏 名	
住 所	
連絡先	
活用内容	
その他	避難行動要支援者名簿を活用した作業については、米ノ庄地区コミュニティセンター内で行い、管理は同事務所の金庫で保管いたします。

資料 3

阿坂まちづくり協議会と米ノ庄住民協議会における「災害時相互支援に関する協定書」

協定締結日 平成 27 年 3 月 4 日

「災害時相互支援に関する協定書」

巨大地震の発生や近年の異常気象による局地的豪雨など、予想できない被害が発生することが懸念されるなか、自らの地域は自分たちで守るため、様々な訓練や取り組みが行われてきました。災害から自らの命は守る「自助」、隣近所で助け合う「共助」の重要性について学んできたところでありますが、特に「共助」についての課題として、地域を超えた「共助」が不可欠であると感じているところであります。

そこで平成 24 年度に広域避難訓練を行った阿坂まちづくり協議会と米ノ庄住民協議会において、地域間のさらなる結束と今後の災害体制の強化を目的として、災害時相互支援の協定を結ぶものである。

記

(目的)

第 1 条 この協定は、阿坂地域、米ノ庄地域において甚大な被害が発生、または発生する恐れがある場合に、両協議会が円滑な連携及び対応が図られるよう必要な事項を定めるものがある。

(想定される災害の内容)

第 2 条 阿坂地域は、風水害による土砂崩れ、家屋倒壊等、甚大な被害が懸念され、米ノ庄地域は、地震、津波による人的被害、家屋流失等の甚大な被害が懸念されている。

(支援の内容)

第 3 条 両地域とも率先して、甚大な被害を被った一方の地域に人的支援、物的支援、避難支援を行うものとする。

(1) 人的支援

○被害者の救援及び応急復旧に係る人員の派遣。

(2) 物的支援

○食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供支援。

(3) 避難支援

○避難所の使用については、可能な限り相互に利用できるように地域を超えた避難者の受け入れ調整を行う

○支援要請を受けた場合は、避難誘導の支援を行う。

(支援要請)

第 4 条 どちらかの地域に、第 2 条に定める事態が生じた場合、または生じるおそれがある場合に第 3 条に定める支援を要請するものとする。

2、前条の規定による支援要請を実施するため、緊急時連絡網を策定し、両協議会で保管するものとする。

3、前項の規定に基づき策定した緊急時連絡網の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更を行う。

(両地域が甚大な被害を被ったとき

第 5 条 お互いの地域の、被害者救出、安全な場所への避難者の誘導、備蓄品の提供等、地元被災住民の生命の安全と生活基盤の確保を優先するものとし、お互いへの支援は、自らの地域の災害復旧の進捗状況をみながら、人的支援、物的支援を行うものとする。

(防災訓練への参加)

第 6 条 両協議会が主催する防災訓練に、第 3 条に定める支援内容を課題とし、可能な限り防災訓練に参加するものとする。

(この協定に定めていない事項への対応)

第 7 条 この規定に定めてないが、被災状況により必要とする支援については、その都度、両協議会で協議し、有効な方策を決定するものとする。

(その他)

第 8 条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、両協議会が協議して決定するものとする。

平成 27 年 3 月 4 日

阿坂まちづくり協議会	会長	辻	修
米ノ庄住民協議会	会長	玉川	義弘
(立会人)	市長	山中	光茂

資料 4 防災情報の受け取り方法

防災行政無線	屋外に設置しているスピーカーから避難等の情報を得る	
防災行政無線 テレフォンサービス	24 時間以内放送の内容が音声で聞ける	
	0598-25-6045	
松阪市ホームページ	24 時間以内放送の防災無線の内容を文字で確認できる	
		
緊急通報メール (エリアメール)	松阪市内にいれば携帯電話で災害情報を受け取れる	
	登録不要	
松阪市防災情報メール	アドレスを登録すれば情報をメールでうけとれる	
	bousai.matsusaka-city@raidan.ktaiwork.jp	
松阪市防災電話サービス	要登録。災害時に情報を自宅の固定電話でうけとれる	
	0598-53-4313	
松阪ナビ	松阪市公式スマートフォン向けアプリ、災害情報をうけとれる	
	ios利用者	Android利用者
		
防災みえ.jp	雨量、河川の水位、気象・地震観測情報をリアルタイムで受け取れる	
	メールで情報を受信	LINEで情報を受信できる
	https://www.bosaimie.jp	

避難所運営マニュアル



Vol. 4

〈令和5年5月改訂〉

米ノ庄住民自治協議会

もくじ

序章 避難所開設・運営の基本方針 米ノ庄地区の想定される災害 大規模災害発生から避難所開設・撤収までの流れ 初期期の行動	序章-1 序章-3 序章-5
第1章 避難所開設準備・開設	1-
□ 準備のための開設	1-1
□ 受入準備	1-1
□ レイアウトづくり	1-4
避難者の受付開始	1-11
第2章 運営体制づくり	1-17
□ 運営本部の設置	
□ 会議の開催	
□ 避難所の情報伝達のしくみ	2-1
□ 各班の役割	2-3
① 本部長・副本部長の役割	4
② 総務班の役割	
③ 情報班の役割	2-
④ 被災者管理班の役割	2-5
⑤ 施設管理班の役割	2-6
⑥ 食糧物資班の役割	2-11
⑦ 救護班の役割	2-12
⑧ 衛生班の役割	2-16
⑨ ボランティア班の役割	2-17
⑩ 避難所外避難者対応班の役割	2-22
第3章 避難所運営	2-24
□ 運営活動のルール	2-25
□ 生活上のルール	2-28
□ 福祉避難所・福祉スペース	
第4章 安定期以降の取組	3-
付属1 米ノ庄地区（市場庄・中ノ庄）避難ルート案	3-1
付属2 米ノ庄地区（久米）避難ルート案	3-3
付属3 米ノ庄地区（上久米・こもればの園・上ノ庄）避難ルート案	3-5
付属4 様式一覧	4-1
	付-

序章 避難所開設・運営の基本方針

～いのちを守り、希望を見い出す拠点となるよう、次のような避難所づくりを目指しましょう～

避難所は住民の自治による開設・運営を目指します。

避難所は、避難所外避難者の支援も含め、地域コミュニティの場となります。発災直後には、住民自治による迅速な取組が重要となることから、避難所は原則として、住民の自主運営とします。自分たちで運営していく場所として取組みましょう。行政は情報統括や必要なニーズに対する支援（物資調達など）を行います。

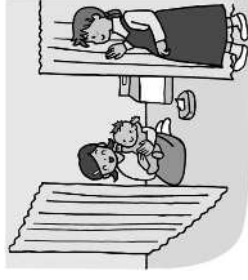
避難所は被災者が暮らす場所だけでなく、地域の支援拠点としての役割を担う場所となるよう避難所外避難者にも配慮した拠点づくりに取り組みます。

これまでの災害事例から、避難所生活の長期化は避けられないほどの大規模な災害が発生すると考えられています。避難所ではコミュニティの単位を基本とする考え方で運営しますが、新型コロナウイルスに代表される感染症対策として、指定避難所以外での避難も考えられます。指定避難所で生活をしている人だけでなく、自宅・車中・テントなどで避難所外避難をしている人に対しても、等しく物資の供給、情報の共有等を行い、各地区の自主防災組織と協働して地域に住む全ての人にとっての生活再建の拠点としての場所となるような拠点作りに取り組みます。

要配慮者にも優しい避難所づくり、男女共同参画の視点に配慮した避難所づくりに取り組みます。

避難所で生活する誰もが配慮し合い、みんなの“いのち”を大切にしてください。要配慮者優先の意識を共有し、避難所内のレイアウトやトイレの使用を考え、避難所の運営を行います。避難所運営本部に女性も参加することなど、男女共同参画の視点に配慮した避難所運営を行います。

いのちと暮らしを守る視点を共有し、
困難を乗り越えていこう。



米ノ庄地区の想定される災害

1.地震

(1) 地震震度

震度6弱～震度6強 理論上最大クラスの地震では震度7(データーを元とした理論的に考えられる最大の地震)「地震被害想定調査結果の概要について」平成26年三重県防災対策部

(2) 津波被害

- ① 理論上最大クラスの南海トラフ地震で津波の浸水が想定される地域
- ② 津波浸水深… 津波の高さは地区ごとに違います。確認しておきましょう。

久米町・市場庄町・中ノ庄町・上ノ庄町

「松阪市津波ハザードマップ」平成29年松阪市危機管理室

地区名	浸水深	松阪市津波ハザードマップ上の色
市場庄町・中ノ庄町	30cm～1m	黄色
	1m～2m	橙色
	2m～5m	ピンク
久米町	1cm～30cm	緑色
	30cm～1m	黄色
	1m～2m	橙色
上ノ庄町(IR名松線の東側)		
上ノ庄町(IR名松線の西側)	0m	白色

※浸水深の影響 30cm～1m…動くことができない。避難行動がとれない。
1m～2m……津波に巻き込まれた時はほとんどの人が亡くなる。
2m～5m……木造家屋のほとんどが全壊する。

「松阪市津波ハザードマップ」平成29年松阪市危機管理室

③津波到達の速さ…身動きができないとされる30cmの津波が到達するまでの時間

地区名	到達時間	松阪市津波ハザードマップ上の色
市場庄町・中ノ庄町	90分～720分	薄い水色
	60分～90分	水色
	40分～60分	青色
久米町		
上ノ庄町(IR名松線の東側)	90分～720分	薄い水色
上ノ庄町(IR名松線の西側)	—	—

「松阪市津波ハザードマップ」平成29年松阪市危機管理室

避難は「より早く、より高く、より遠く」へ！

○「自分の命は自分で守る」を原則に、大規模地震が発生したら津波発生の有無にかかわらず、「より早く、より高く、より遠く」へ自主的に避難します。

3日間は地域で助け合うこと！行政は体制が整い次第、支援に！

○これまでの災害事例から、大規模災害の発生直後における、救出・救護や避難所開設・運営は、住民自治による迅速な取組が重要となります。行政は、職員の被災、行政機能の低下や人命救助等の応急措置の実施などにより、3日間は地域に入ることが難しい状況もありますが、体制が整い次第、支援に入ります。

『3・3・3の原則』

○災害発生から避難生活期に至るまでの時間経過と対応の目安を「3・3・3の原則」として、示しています。

～3分	30分	3時間	3日間	3週間～
自身の身の安全を確保	自主避難、救助体制の確保、安全確認、救出・救護	自身や家族の安全を確保した上で危険な人の発見・救出	全ての人の安全確認と安全な避難を行うことが理想。避難所運営本部の立ち上げやルールの設定等	避難生活の安定へ (避難所統廃合検討など)

※南海トラフ巨大地震では津波の被害が想定されます。津波到達までに高台へ避難することを考慮し、自身の安全を念頭に置いて救出・救護活動を行いましょう。

要配慮者とは

○高齢者、障がいのある方、外国人、妊産婦、乳幼児など、防災対策（避難行動及び避難所生活）において特に配慮を必要とする方。

避難行動要支援者とは

○要配慮者の内、災害が発生した時に避難等に特に支援を要する方。

(3) 液状化

地震の揺れにより、地中の水分が地表に現れる現象。電柱や建物の倒壊等も引き起こす可能性があり、通行が困難になると予想される。
米ノ庄地区のほぼ全域が液状化の危険度が「きわめて高い」または、「高い」！
三重県「液状化危険度予測分布図」平成 25 年

地区名	液状化の危険度	液状化危険度予測分布図上の色
市場庄町・中ノ庄町 久米町・上久米区 こもれびの園 上ノ庄町（名松線の東側）	極めて高い	赤色
上ノ庄町（名松線の西側）	高い	黄色 ※赤色も含むので注意

2.風水害

台風や大雨等で三渡川又は阪内川が氾濫した場合は、米ノ庄地区のほぼ全域に最大浸水深3m未満の洪水の被害が想定されます。

松阪市洪水ハザードマップ三渡川水系 令和 2 年
松阪市洪水ハザードマップ阪内川水系 令和 2 年

松阪市洪水ハザードマップ(令和 2 年)からうかがえる災害の状況

三渡川水系（三渡川・百々川・堀坂川）

地区名	浸水深	松阪市洪水ハザードマップ上の色
市場庄町・中ノ庄町 久米町・上ノ庄町 上久米区	1～3m未満	水色
	0.5～1m未満	緑色
	0.3～0.5m未満	黄緑色
	0.5～1m未満	緑色
こもれびの園	0.3～0.5m未満	黄緑色
	0.3m未満	黄色

阪内川水系

地区名	浸水深	松阪市洪水ハザードマップ上の色
中ノ庄町・市場庄町 久米町	1～3m未満	水色
	0.5～1m未満	緑色
	0.3～0.5m未満	黄緑色
	0.3m未満	黄色
上ノ庄町・上久米区 こもれびの園	0m	白色

大規模災害発生から避難所開設・撤収までの流れ

津波被害がある場合は、避難所開設をするにあたって、安全な場所に避難所を定める必要がありま。長期化を想定し、広域避難等行政支援を受けながら地域が一体となり活動します。

地震発生



わたし達の行動		公的機関の動き	
初動期 (発災から24時間)	身の安全の確保	(参照ページ) 序章7～9	
	地区の自主防災活動に協力		
	避難行動		
	避難所の開設準備と開設		災害対策本部職員参集 災害対策本部体制確保
	準備のための開錠 受入準備(安全点検) レイアウトづくり	P1-1 P1-4 P1-11	災害対策本部着手事項
	避難者受付開始 居住スペースへの誘導割振り 避難者数把握・名簿づくり	P1-17	被災状況の把握 避難所開設状況把握 食料・飲料水の配分 福祉避難所開設
	災害時要配慮者・体調不良者振り分け 運営体制づくり	P2-1	死者行方不明者への対応 関係機関との連絡調整 施設管理者運営委員会への参加
	避難所運営本部の設置 会議の開催 けが人病人の応急対応 仮設トイレ設置 飲料水の確保	P2-3	
			

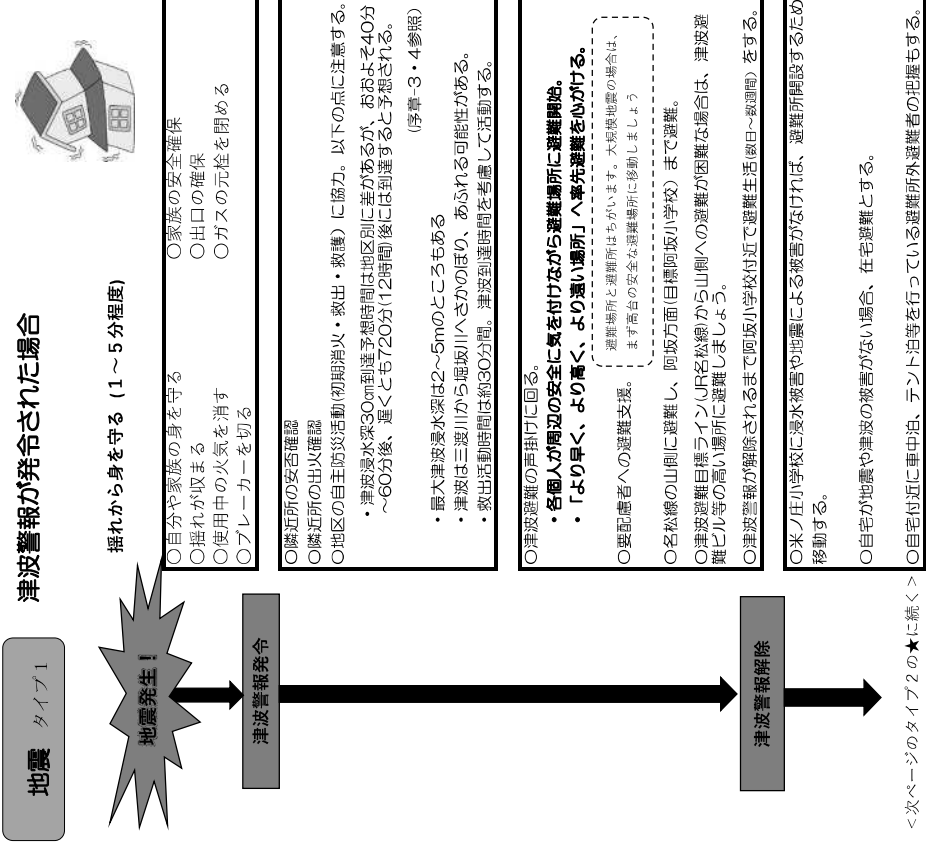
	わたし達の行動	公的機関の動き
展開期（24時間目から3週間）	避難所運営 行政との連絡体制確立 避難所外避難者への対応 物資確保 自治会単位の安否確認終了 災害時要配慮者への対応終了 （緊急入所・福祉避難所） 1週間をめぐりに安否確認終了	災害ボランティアセンター開設準備 災害対策本部、地区担当者と連携支援 P2-28 ライフライン各社のライフラインの確保確立 災害対策本部 ・罹災申告受付 ・義援金受付 ・相談窓口開設
安定期（3週目以降）	避難所の安定化 ルール確立 生活支援 常用医薬品の確保 居場所づくり プライバシー確保対策 管理（衛生・食事・健康）の徹底 相談体制の確保 心のケア 避難所統廃合 閉鎖に向けた動き	家屋の応急危険度判定 災害ボランティアセンター開設運営 施設管理者・学校再開に向けて準備 医療対応→保健福祉対応へ移行 生活衛生関係施設の状態把握と情報提供 学校再開 災害対策本部 本来機能の早期回復 緊急小口資金貸付制度開始 仮設住宅建設計画の具体化

撤収

- ・ライフラインの回復
- ・仮設住宅への入居
- ・地域の復旧復興に向け、地域で継続的な活動



初動期の行動



津波避難ビル



ビル名	海拔	収容人数	階数	避難場所	30cm津波到達時間
米ノ庄小学校校舎	2.8m	880人	2階建	2階部分	90分～720分
アピタ松阪三雲店	1.6m	22630人	4階建	立体駐車場3階 屋上部分	60分～90分
JA旧米ノ庄支店	2.9m	119人	2階建	2階部分	90分～720分

津波警報が発令されなかった場合



揺れから身を守る (1～5分程度)



- 自分や家族の身を守る
 - 家族の安全確保
 - 揺れが収まる
 - 使用中の火気を消す
 - ブレーカーを切る

○隣近所の安全確認

○隣近所の出入確認

○地区の自主防災活動(初期消火・救出・救援)に協力。

○自宅の被害の有無で「避難トリアージ」を行う。

①自宅被害なし → 在宅避難

②自宅被害あり → 指定避難所での避難

避難所外避難

避難所外避難

※避難所外避難での避難希望者は避難者名簿に避難所外避難希望欄に○をつける。

- 避難所の開設準備
- ・運営スタッフの点呼
 - ・施設の安全点検
 - ・米ノ庄小学校体育館等隣接
 - ・レイアウト、受け入れ準備
- 避難者の受け入れ動線設定
- 感染防止対策の徹底
- 避難者受け入れ開始・報告

※避難者はグラウンドで指示があるまで待機する。
※マスク着用・手指消毒・検温。
※3密(密閉・密集・密接)に注意する。



風水害

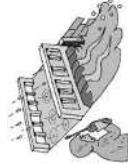
台風・大雨・洪水・土砂災害の場合

気象台が発令する新しい避難情報は、警戒レベル1から警戒レベル5までの5段階標示になりました。詳細は下記の表のとおりです。警戒レベルが3及び4が発令された場合は、直接避難所へ避難してください。ただし、浸水時が夜間の場合や、屋間でも水等により河川と道路の境界やマンホールの蓋が見えない場合には、一時的に2階以上に待避することなどが必要です。警戒レベル3が発令された段階で、地域においては、要配慮者への声かけ等の対応が求められます。行政職員は、地域と連携して、必要な避難所の開設を行います。

避難所 米ノ庄小学校体育館

避難場所 避難所への避難が難しい場合は、高い建物の2階以上に避難します。

名称	所在地	浸水深	備考
三雲研修センター	上久米地区	0.3m未満	
米ノ庄公民館	久米地区	0.5～1m	2階以上
米ノ庄小学校(体育館)	市場庄地区	0.3～0.5m	指定避難所
米ノ庄小学校(校舎)	市場庄地区	0.3～0.5m	
上ノ庄老人福祉センター	上ノ庄地区	0.3～0.5m	



避難の目安 警戒レベル

警戒レベル	災害の状況	住民がとるべき行動	行動を促す情報
レベル5	災害発生または切迫	命の危険！直ちに安全確保	緊急安全確保
警戒レベル4までに必ず避難！			
レベル4	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示
レベル3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難	避難勧告
レベル2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	避難準備 高齢者等避難開始 大雨・洪水・高潮 注意報
レベル1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める。	早期注意情報

洪水時の避難目標ライン

- ①三渡川水系の場合→南西方面に避難。上久米経由で美濃田町JAライスセンタ付近へ避難。
- ②阪内川水系の場合→西方面に避難。上ノ庄地区より西側へ避難。

メモ

第 1 章 避難所開設準備・開設

避難所開設の流れ

災害時、地域が主体となって避難所を開設し、受入準備、レイアウトづくりを進めて避難所を開設します。

開設の判断

●地震の場合	原則必要な場合（津波警報が解除され、避難所施設の安全が確認され、地域にとどまっていることが危険、あるいは不安であると判断した場合、避難者がいる場合）
●風水害の場合	台風による家屋倒壊、洪水、土砂災害 原則必要な場合（避難情報避難レベル3以上の場合）

1準備のための開錠

避難所開設準備の第一歩。開錠はすばやく！

原則的には、鍵保管者が避難所につけつけ、必要な箇所を開錠します。震度5強で自動解除されるキーボックスが体育館北側に設置されています。

鍵保管状況

2019 年現在

各種扉		鍵のタイプ	収納物	保管先
門扉	正門（南側）	ナンバーロックキー	解除ナンバー	地震自動解除ボックス
	北門（北側）			
	西門（西側）			
	学童門扉			
	学童から体育館			
ドア	南フエンス	シリンダーキー	鍵本体	小学校・公民館
	体育館東側			
	校舎北玄関			
	体育館正面玄関			

避難所運営に必要な物品リスト

物品名	米ノ庄小学校 体育館中2階	消防団第3分団 消防車庫	米ノ庄公民館 屋外倉庫
受付用筆記用具	○	○	
鉛筆・消しゴム	○	○	
ハインダー	○	○	
掲示用マジック	○	○	
ハサミ・カッター	○	○	
ゼロテープ	○	○	
ホッチキス	○	○	
受付名簿用紙	○	○	
避難所運営班別ゼッケン	○		
マスク・フェイスシールド	○		
感染症対策受付シールド	○		
感染症対策用レインコート	○		
簡易拡声器	○	○	
ガムテープ・養生テープ	○	○	
虎ロープ	○	○	
避難所運営マニュアル	○	○	
避難所運営班別フアイル	○		○
ブルーシート	○		○
非常用発電機			○
投光器			○
大型扇風機			○
延長コード			○
屋外用テント			○
三連コンロ			○
簡易食器	○		○
大鍋等調理器具			○
水タンク			○
会議用テーブル			○
石油ストーブ			○

米ノ庄避難所運営本部

避難所（米ノ庄小学校）施設位置図



避難所開設準備に必要なもののリスト

避難所開設に必要な物品は、次ページのリストを参照してください。保管場所は、小学校体育館中2階・米ノ庄公民館・松阪市消防団三雲方面米ノ庄分団第3分団消防車庫内(上ノ庄)に保管されています。その他、準備が望ましいとされる物品は下記のとおりです。

□屋内用間仕切りテント(床土 150 cm)	□サーモグラフィ一体表面温度検知器
□段ボールベット(床土50cm)	

避難所開設チェックリスト

項 目	緊 急 対 応	確 認	備 考
1 建物の安全確認	建物に傾いていないか。 火事は発生していないか、ガス漏れはないか。 建物に大きなひび割れはないか。 窓ガラスなどの危険な落下物はないか。 自転車乗入れの規制は充分か。	☐ ☐ ☐ ☐ ☐	
2 避難者受入スペースの確保・指定	事前計画に基づき安全な部屋を確保し、誘導する。 室内の倒壊物などは、避難者に協力を求めて処理する。	☐ ☐	
3 避難所の本部を設置	施設管理者と共に、業務場所の安全確認をする。	☐	
4 ライフラインの確認	電気が使えるか。 電話、FAXが使えるか。 放送設備が使用できるか。 上水道が使えるか。 避難者からの情報収集は充分か。	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	
5 三雲管内災害対策本部への報告	FAX、電話、伝令などの手段を用いて三雲管内災害対策本部へ連絡を取る。	☐	
6 避難者の登録	避難者を世帯ごとに登録する。	☐	
7 避難者へ ・施設被害状況 ・避難者のスペースなどの説明	混乱時のため、冷静な態度でゆっくり説明する。 「避難所共通理解ルール」のコピーを配布、掲示する。 トイレの使用場所と火気についての注意をする。	☐ ☐ ☐	
8 物資の確認	避難者の未登録者への再登録依頼をする。 水、食料、生活物資の有無を確認する。	☐ ☐	
9 三雲管内災害対策本部への要請事項の整理	応援職員の必要性など三雲管内災害対策本部への要請事項を整理する。	☐	

※この様式は入力できません。印刷して使用してください。

2 受入準備

いち早く安全確認して使用できる場所を確保しよう！

応急的に対応できる人で手分けをして、避難者を受け入れるための準備を進めます。施設管理者等がない場合でも、事前の協議に基づいて進めます。

- 余震が多発している場合など、状況を判断しながら準備を行いますよう。

様式 1、「避難所開設チェックリスト」（次ページ参照）に基づいて、建物自体が使用可能が確認します。

▼

使用可能な場合、「避難所開設チェックリスト」に基づいて、使用するうえでの安全性を確認します。

▼

利用する場所の破損物の片付け等を行います。

▼

（夜間の場合）照明の確保を行います。照明装置がない場合は、持参した懐中電灯等で対応します。
（※原則として、ロウソクは火災発生の原因になり得るため、使用は避けます。）

感染症対策として感染症専用の受付、避難所を準備しましょう。感染症に対する認識と対応は P1-10 を参照してください。

施設安全点検に当たって

建物が使用可能かどうか確認

- ☐ 「避難所開設チェックリスト」は、地震による建築物の被害の状況を確認し、安全点検を実施する際の参考としていただくものです。
- ☐ このチェックリストによる安全点検の結果を踏まえ、不安を感じた場合、建築の専門家による応急危険判定の実施を要請してください。その要請の連絡先は、三雲管内災害対策本部です。
- ☐ 「避難所開設チェックリスト」は、建物を緊急的に避難所として使用する際の目安を示しています。従ってチェックリストの項目以外に、少しでも危険が予想される建物については、避難所としての使用は控えてください。
- ☐ 「避難所開設チェックリスト」によるチェックにおいて、一つでも「C 判定」に該当するものがある場合は、避難所としての使用は控えてください。

チェックする人の安全を最優先に

- ☐ チェックの際は、チェックする人の安全を最優先し、危険が想定される建物等には近づかず、安全な場所から目視により、建物の周辺や外観、建物の内部の順にチェックしてください。
- ☐ チェック途中で余震等があった場合はチェックを中断し、すみやかに安全な場所に退避してください。
- ☐ チェック後、避難所として使用している時に余震等により建物が新たな被害を受けた場合は、再度、チェックを実施してください。また、応急危険度判定を実施した建物についても、必要に応じて、再度、応急危険度判定を要請してください。
- ☐ 少しでも危険が想定される区域は「立入禁止区域」とし、現地で明示してください。なお、この「立入禁止区域」については、広めに設定してください。

施設安全点検 ＜コンクリート造等＞

1. 建物概要
所在地： 松阪市市場町20
建物名称： 米ノ庄小学校 建物用途 校舎
管理者：氏名 学校長 建設年 H3. 10. 7

次の質問の該当するところに○をつけてください。	
質問 1. 建物周辺に地すべり、がけくずれ、地割れ、噴砂・液状化などが生じたか？	
A. いいえ B. 生じた C. ひどく生じた	
質問 2. 建物が沈下していますか？あるいは、建物の周辺の地面が沈下しましたか？	
A. いいえ B. 10 cm以上沈下している C. 20 cm以上沈下している	
質問 3. 建物が傾斜しましたか？	
A. いいえ B. 傾斜しているような感じがする C. 明らかに傾斜した	
質問 4. 床が壊れましたか？	
A. いいえ B. 少し傾いている C. 大きく傾斜している。下がっている	
質問 5. 柱が折れましたか？	
A. いいえ B. コンクリートが剥がれている B. 大きなひびが入っている C. 中の鉄筋が見えている C. 柱が潰れている	
質問 6. 壁が壊れましたか？	
A. いいえ B. コンクリートが剥がれている B. 大きなひびが入っている C. 中の鉄筋が見えている C. 壁がくずれている	
質問 7. 外壁タイル・モルタル、看板などが落下しましたか？	
A. いいえ B. 落下しそう（何が；） B. 落下した（何が；）	
質問 8. 天井、照明器具が落下しましたか？	
A. いいえ B. 落下しそう（何が；） B. 落下した（何が；）	
質問 9. ドアや窓が壊れましたか？	
A. いいえ B. ガラスが割れた B. 建具・ドアが動きにくい	
質問 10. その他目についた被害を記入してください。	

質問 1～10 を集計してください。

判定

集 計	A	B	C
	()	()	()

Cの答えが一つでもある場合は『危険』です。質問 1～7にBの答えがある場合にも『要注意』です。それ以外は『安全』ですが、その場合も、落ち着いてきたら応急危険度判定士などの専門家（以下「判定士」という）が相談に応じますので、判定士並びに市の災害対策本部へ相談してください。

施設安全点検 点検担当者	氏名
	氏名

施設安全点検 <鉄骨造>

1. 建物概要		
所 在 地： 松阪市市場庄町 2 0		
建物名称： 米ノ庄小学校	建物用途	体育館
管 理 者：氏名	学 校 長	建 設 年 S 6 2 . 1 2 . 2 1

次の質問の該当するところに○をつけてください。
質問 1. 建物周辺に地すべり、がけくずれ、地割れ、噴砂・液状化などが生じましたか？
A. 生じていない
B. 生じた
C. ひどく生じた
質問 2. 建物が沈下しましたか。あるいは、建物周囲の地面が沈下しましたか？
A. 沈下していない
B. 沈下は数cm程度と少ない
C. 沈下は 10 cm 以上である
質問 3. 建物が傾斜しましたか？
A. 見た目だけでは判らない
B. 目で見てかすかに傾斜している
C. 目で見て明らかに傾斜している
質問 4. 建物の外壁が壊れましたか？
A. 壁面にわずかな割れ目（以下「きれつ」と呼ぶ）が生じている。壊れていない場合も含む
B. わずかな落下や目地（外壁のつなぎ目）の部分にずれが生じている
C. 壊れて部分的あるいは大きく剥がれ落ちている。壁面全体に「きれつ」が入っているか、あるいは、剥がれて落下しそうである（なお、冊・バルコニーや屋外広告物など高いところにある重量物が、グラグラして落ちそうになっている場合は、「C」と答えて下さい。）
質問 5. 建物の内壁が壊れましたか？
A. わずかなきれつが生じている。壊れていない場合も含む
B. わずかな落下が生じている
C. 壁が部分的あるいは大きく剥がれ落ちている
質問 6. 床が壊れましたか？
A. いいえ
B. 少し傾いている。下がっている
C. 大きく傾いている。下がっている
質問 7. 鉄骨の柱の脚部でコンクリートと接する部分が壊れましたか？
A. 健全である。内外装など仕上げのために見えない場合も含む
B. コンクリートの損傷は、きれつが少し見られる程度である
C. コンクリートが潰れるように壊れている。あるいは、柱をコンクリートにとめているボルト（アンカーボルト）が破断・引き抜けている

質問 8. すじかいが切断しましたか？
すじかいには、天井面に配された水平すじかいと壁面に配された鉛直すじかいとがあります。鉛直すじかいは、壁面の窓の開閉の邪魔になる斜めの材です。
A. すじかいに損傷はほとんど見られない。内外装など仕上げのために見えない場合も含む
B. すじかいの破断が極少しみられる程度である。あるいは、良く見るとすじかいの端のボルトで つないだ部分や溶接した部分にすべりや破断の徴候がみられる
C. すじかいの破断が各所でみられ、切れたすじかいの本数は全体の半分以上程度である
質問 9. ドア・窓などが壊れましたか？
A. わずかなきれつ程度で、開閉には少々支障をきたす程度である。壊れていない場合も含む
B. ドア・窓がかなり開閉ににくい。また、角（カド）の部分（以下「隅角部」と呼ぶ）にきれつなどが生じている
B. ドア・窓が開閉できない状態であるか著しく壊れている（Cの解答はありません。）
質問 10. 天井や照明器具などが壊れましたか？
A. 壊れていない
B. 落ちそうになっている
B. 落下した（何が： ）（Cの解答はありません。）
質問 11. その他目についた被害を記入してください。

質問 1～11 を集計して下さい。

集 計	A	B	C
	()	()	()

判定

質問 1～8 に C の答えが一つでもある場合は『危険』です。B の答えがある場合にも『要注意』です。それ以外は『安全』ですが、その場合でも、落ち着いてきたら応急危険度判定士等の専門家（以下「判定士」という）が相談に応じますので、判定士並びに市の災害対策本部へ相談してください。

施設安全点検 点検担当者	氏名
	氏名

新型コロナウイルス感染症の認識と対応

避難所を開設するに当たり、新型コロナウイルス感染症の対策を徹底する必要があります。

新型コロナウイルスとは

項目	内容	備考
感染経路	飛沫感染・接触感染	近距離での多人数での会話する場合でも感染の可能性あり
症状	発熱・呼吸困難（1週間程度） 強い倦怠感・味覚嗅覚障害	
潜伏期間	1～14日	
経過	8割は軽傷で回復。	季節性のインフルエンザと比べて死亡リスクが高いとされている

感染症対策

項目	内容	備考
密閉空間を減らす	レイアウトの工夫をする	距離を保ち、通路を多めに確保
密集場所を減らす	一人当たりの占有スペースを広くとる	距離を保ち、1グループ少人数とする。 テント・パーティションの活用も検討
密接場面を減らす	手の届く距離での会話をさける マスク・シールドを活用する	大きな声・激しい呼吸を伴う運動の禁止
環境の調整	マスクの着用・手指消毒の励行	
	トイレ用・上履きスリッパの使い分け	
	床から距離をとった寝床の工夫	簡易ベット・段ボールベットの検討
	定期的なアルコール消毒	共有スペース・手すり・ドアノブ等
	換気	1時間に1回10分以上

健康管理体制

項目	内容	備考
受付時の体調確認	症状のスクリーニング	検温と聞き取り
	ゾーン分け	専用受付と隔離部屋
	動線の工夫	別動線での避難
毎日の健康状況把握	毎日検温	
	毎日の健康チェック	専用用紙を使用

③レイアウトづくり

あらかじめきちんとレイアウトすることが混乱をなくします！

事前に施設管理者等と協議の上で想定したレイアウト図（次ページ）を参考に、安全を確認後、必要なスペースをレイアウトします。

- 余震が多発している場合など、状況判断しながら準備を行います。
- 10名程度を目安に、協力を得てレイアウトづくりを行います。

運営に必要な箇所、必要なスペースを順次割り振り、利用範囲を明示します。

立入禁止区域、危険箇所、使用除外施設等にはロープを張ったり、貼り紙で明示します。

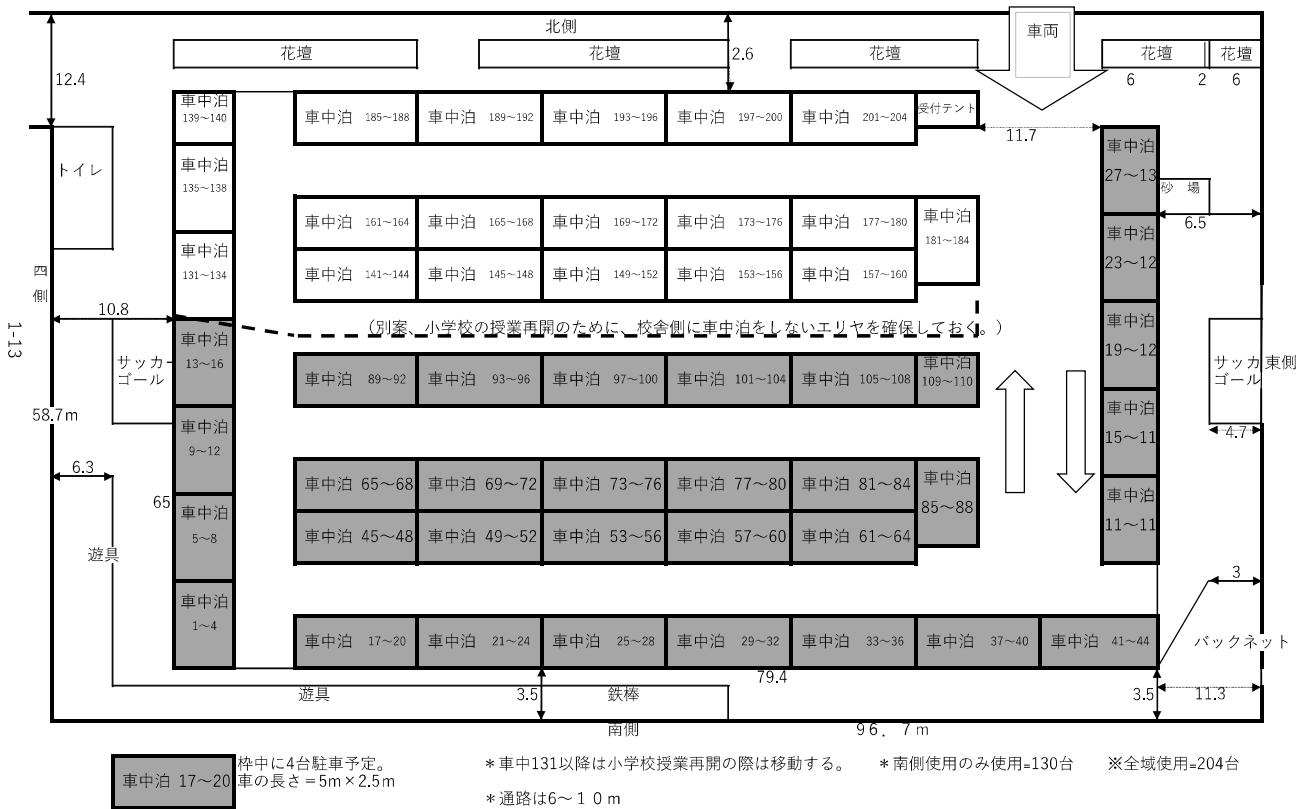
避難者を誘導する場所に受付を設置します。

レイアウトに際しては、要配慮者の状態に応じた割り振りを考えましょう。

これだけは！チェック

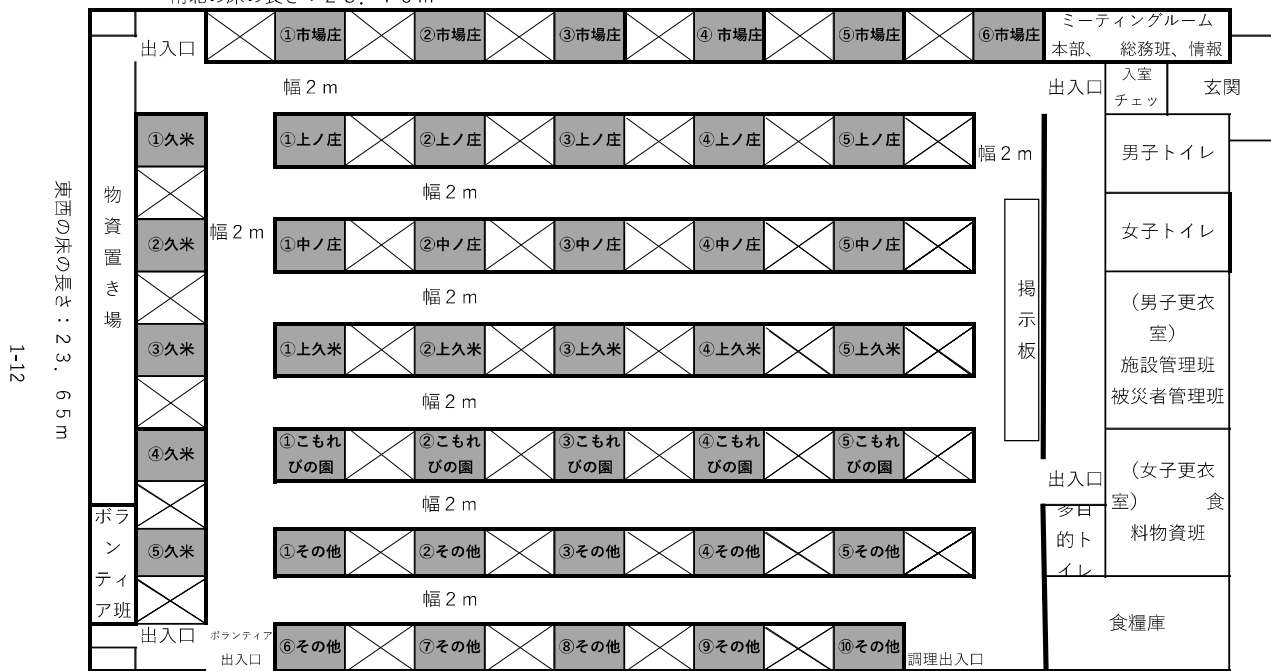
- みんなが活動しやすい場所に・・・まず、通路をつくる！
- プライバシーを配慮・・・男女別更衣室は重要！
- みんなに情報が行き届くように・・・見える化を意識！
複数の掲示板や立て看板等の工夫
- トイレが使いやすいように・・・要援護者は通路側に！
- 季節によって他に考えておくべきこと
- 適切な水分補給ができるように（特に夏）・・・給水所の設置！
- 効率的に暖がとれるように（特に冬）・・・暖房器具の設置！

米ノ庄小学校における車中泊避難のレイアウト



米ノ庄小学校体育館避難所コロナ対応のレイアウト

南北の床の長さ：28.75 m



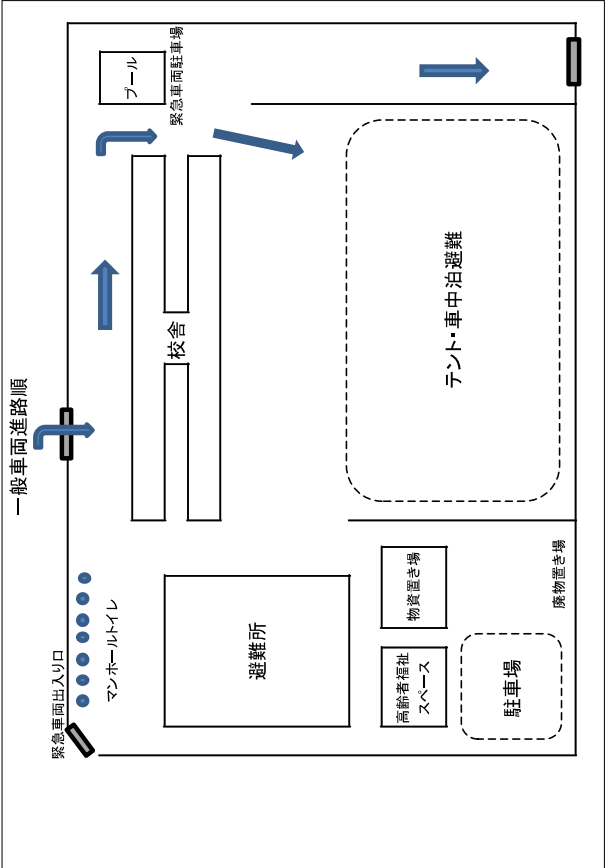
調理スペース (ただし初動期の受付場所とする)

 → 居住スペース。
 避難者名簿(世帯別)に番号記入
 縦×横＝2m×2m

 → 仕切り無の場合は間隔をあける
 仕切り設置後は居住スペース

久米	市場庄	上ノ庄	中ノ庄	上久米	こもれびの間	その他	合計
5	6	5	5	5	5	10	41
仕切り設置＝居住スペース化⇒40か所							40
総合計							81

米ノ庄小学校 全敷地レイアウト



【使用除外施設】

- ☐ 教育活動のスペースとして必要な普通教室（※）
- ☐ 保健室
- ☐ 機器・化学薬品がある特別教室
- ☐ 給食施設（※）
- ☐ 放送室
- ☐ その他学校運営に必要とする最小限の施設
- ☐ 管理スペースとしての校長室・職員室・事務室・管理用務室

（※）施設管理者と要協議

【体育館以外で個室を確保した方が良いスペース】

使用内容	設置場所
☐ 避難所運営本部・総務班・情報班・避難所外遊観客対応班拠点	体育館ミーティングルーム
☐ 物資倉庫	旧幼稚園遊戯室・ランガールーム 体育館器具庫・ステージ
☐ 施設管理班・被災者管理班拠点	男子更衣室
☐ 食糧物資班拠点	女子更衣室
☐ 教護室	図書室
☐ 衛生班・教護班拠点	図書室
☐ インフルエンザ等感染症列業室	司書室CS室
☐ 体調不良休息スペース	校舎和室
☐ ボランティア班拠点	図書室
☐ 高齢者・福祉スペース	体育館放送室付近 学童保育
☐ 子供、親で安心して遊べる部屋	
☐ 災害時に設置される固定電話のブース	
☐ 女性用洗濯物乾し場	音楽室

【福祉スペースに必要なもの】

【物資】 発電機、燃料／照明器具（懐中電灯、ランタンなど）／寝具類（ベッド、毛布など）／暖房器具／介護、育児用物資（紙オムツ、粉ミルクなど）／その他（漂白剤、パーテーションなど）
【食料】 おかゆ、水など

*体育館以外のスペースの利用については、施設管理者等とよく話し合い、学校教育活動に必要なスペースはあらかじめ外しておきましょう。「立ち入り禁止」の札のある場所の使用はできません。

*立ち入りのできない場所には「立ち入り禁止」札を掲示します。

*大規模災害で避難者が多い場合は一時的に小学校教育施設（教室等）を使用することは可能です。次ページの小学校見取り図を参照してください。但し、学校教育活動が再開する際には、学校の指示に従い教室等からの移動をおねがいします。

*出入口等にスロープ配置、トイレの目隠しなどにも配慮する。

*観光客等帰宅困難者スペースを確保する。

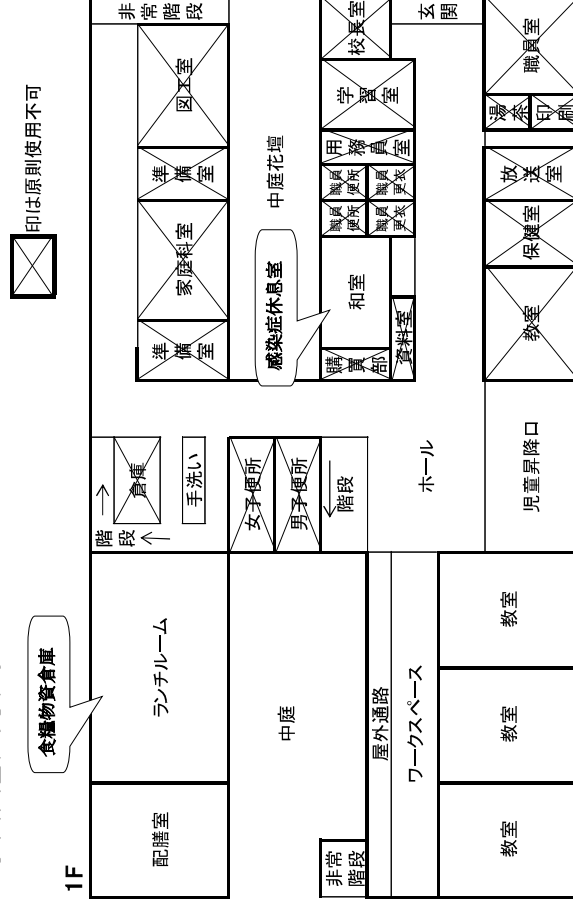
*女性用の洗濯物干場を確保する。

*ペットについては、原則として避難所への持ち込みは禁止となっていますが、ペットの待避場所については避難所運営本部で話し合い、別途指定する。

*グラウンド等の使い方について、仮設トイレの設置、暖をとる場所、炊き出し場所など多様な用途への活用、また車で避難してくる人を想定しての対応など、施設管理者等とよく話し合って決定する。

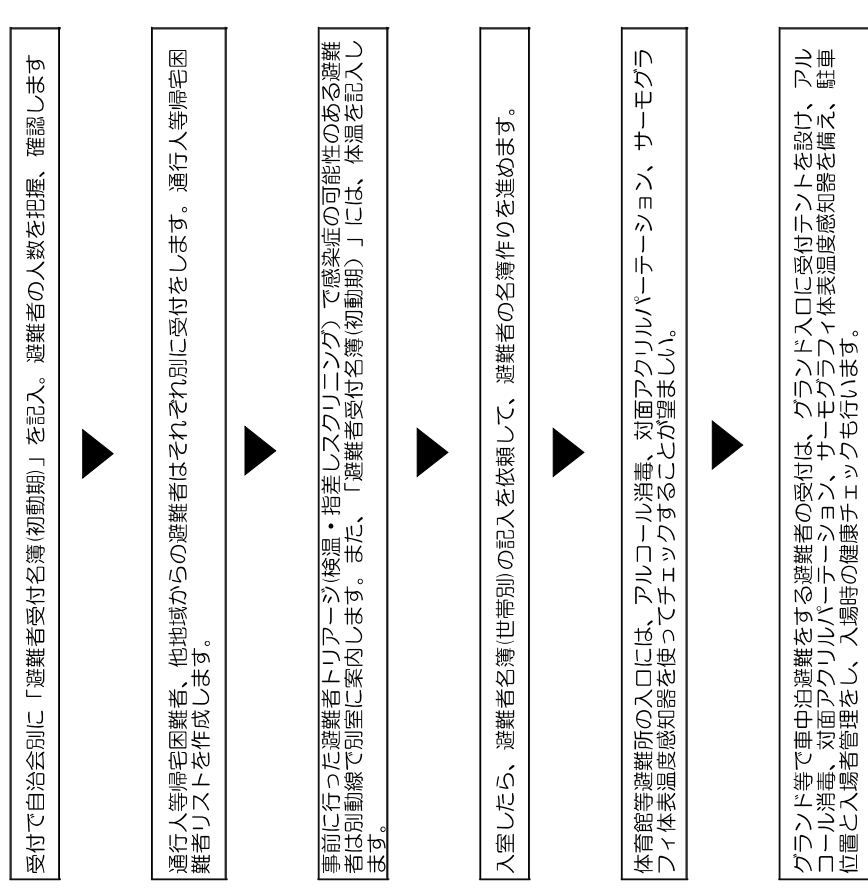
*仮設トイレの設置に当たっては、特に女性や子どもの安全・安心に配慮する。

小学校校舎内見取り図



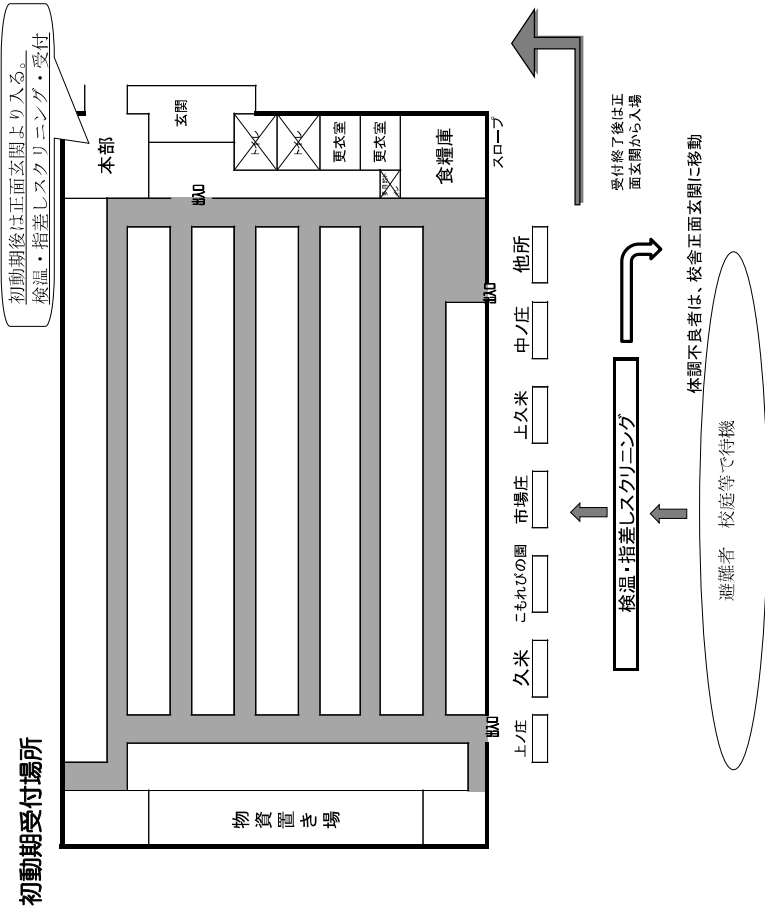
4 避難者の受付開始

人数把握を迅速に行うことが円滑な避難所運営につながります！



安否不明者の確認等の情報整理・揭示も行う





避難者受付名簿（初動期）

【地区名 久米町 米ノ庄小学校】 避難所名（ ）

No.	住所	氏名	年齢	受付時検温	性別	1世帯避難 人数合計
1	町		才	35℃台 36℃台 37℃以上	男・女	
2	町		才	35℃台 36℃台 37℃以上	男・女	
3	町		才	35℃台 36℃台 37℃以上	男・女	
4	町		才	35℃台 36℃台 37℃以上	男・女	
5	町		才	35℃台 36℃台 37℃以上	男・女	
6	町		才	35℃台 36℃台 37℃以上	男・女	
7	町		才	35℃台 36℃台 37℃以上	男・女	
8	町		才	35℃台 36℃台 37℃以上	男・女	
9	町		才	35℃台 36℃台 37℃以上	男・女	
10	町		才	35℃台 36℃台 37℃以上	男・女	
11	町		才	35℃台 36℃台 37℃以上	男・女	
12	町		才	35℃台 36℃台 37℃以上	男・女	
13	町		才	35℃台 36℃台 37℃以上	男・女	
14	町		才	35℃台 36℃台 37℃以上	男・女	
15	町		才	35℃台 36℃台 37℃以上	男・女	
16	町		才	35℃台 36℃台 37℃以上	男・女	
17	町		才	35℃台 36℃台 37℃以上	男・女	
18	町		才	35℃台 36℃台 37℃以上	男・女	
19	町		才	35℃台 36℃台 37℃以上	男・女	
20	町		才	35℃台 36℃台 37℃以上	男・女	
避難人数合計		人	避難世帯合計			世帯

米ノ庄避難所運営本部

記入例 避難者受付名簿（初動期）

【地区名 久米町 米ノ庄小学校】 避難所所在地（米ノ庄小学校）

No.	住所	氏名	年齢	受付時検温	性別	1世帯避難 人数合計
1	久米町 ●●●	米野 太郎	45才	35℃台 36℃台 37℃以上	男・女	
2	町	米野 花子	43才	35℃台 36℃台 37℃以上	男・女	
3	町	米野 一郎	15才	35℃台 36℃台 37℃以上	男・女	4
4	町	米野 春子	8才	35℃台 36℃台 37℃以上	男・女	
5	久米町 ×××	三雲 次郎	70才	35℃台 36℃台 37℃以上	男・女	
6	町	三雲 良子	69才	35℃台 36℃台 37℃以上	男・女	2
7	町		才	35℃台 36℃台 37℃以上	男・女	

米ノ庄避難所 簡易問診票

(指差しスクリーニング用)

以下の項目を確認して

当てはまる項目を指してください。

- ☐ 陽性者で自宅療養中ですか？
- ☐ 濃厚接触者で健康観察中ですか？
- ☐ 37.5℃以上の発熱がありますか？
- ☐ 息苦しさはありますか？
- ☐ 味やにおいを感じられない状態ですか？
- ☐ 咳がありますか？
- ☐ 倦怠感がありますか？
- ☐ 頭痛がしますか？
- ☐ 下痢をしていますか？
- ☐ 結膜炎の症状がありますか？

※ 上記で一つでも該当する方は、
体調不良者専用スペースにお進みください。

☐ 上記に該当する症状等はありません。

避難者名簿

（※世帯ごとに記入）

記入日： 年 月 日

該当するほうに○	1	指定避難所避難者（避難所での生活を希望する方）				
をつけてください	2	避難位置	体育館（ - ）	テント（ - ）	車中（車中 - ）	その他
	避難所外避難者（自宅、車中、テント内等で生活するが電話給等が必要なかた）					
		援助物資を 希望しない・希望する（ - ）				

※ 以下、記入または○をつけてください。

住所	松阪市	町	番地	地区名	久米・上久米・こもれびの園・市場庄 中ノ庄・上ノ庄・地域外（ - ）	
用 意 品	(電話)					
① 家族	氏名	年齢	性別	健康状態	アレルギー	1か月以内に訪問した場所
	(代表者)		男・女	良好・不調	有・無	県外 海外
			男・女	良好・不調	有・無	県外 海外
			男・女	良好・不調	有・無	県外 海外
			男・女	良好・不調	有・無	県外 海外
			男・女	良好・不調	有・無	県外 海外
② 問合せ	安否の問い合わせがあったとき、情報を公表してほしいですか。 はい・いいえ					
③ 特記	退所後、退所先の問い合わせがあったとき、情報を公表してほしいですか。 はい・いいえ					
ご協力いただけることがあれば	氏名		内容			
氏名・内容をご記入ください。	氏名		内容			
氏名			電話			
氏名			電話			
1、全壊	2、半壊	3、一部損壊	4、流失	5、断水		
6、停電	7、ガス停止	8、電話不通	9、その他（ - ）			

◎ この名簿は、入所時に世帯の代表のかが記載し、被災者管理班（名簿係）にお渡しください。

◎ この用紙に記載されている情報については、避難所の運営・管理以外には使用しません。

※ 以下は避難所運営本部が記載します。

避難者カードNo.	入所年月日	年 月 日	住所
	退所年月日	年 月 日	転出先 連絡先

[illegible]

※「健康管理簿」は各地自治会の隣組組長が観察管理を行い、異常あるときは自主防災組織責任者に報告。避難所外避難者対応班を通じて避難所運営本部に報告。

[illegible]

第2章 運営体制づくり

運営体制づくり

応急的な対応が落ちてきている段階で、避難所の運営に当たる「避難所運営本部」を設置します。避難所における課題への対応や三雲管内災害対策本部との連携など、自主的で円滑な運営を進めます。

1 運営本部の設置

避難所運営に当たって、事前の想定に基づき、運営本部を設置します。

避難所運営本部の構成			
本部長	住民自治協議会会長		
副本部長	住民自治協議会会長代理		
施設管理者	住民自治協議会防災全部部長「注」		
	学校長・公民館長		
コーディネーター	男性コーディネーター		
	女性コーディネーター		
名自治会代表	自治会長 ※防災安全担当の自治会長を除く「注」		
運営支援隊	米ノ庄住民自治協議会 防災安全部メンバー		
要配慮者等対応協力者	民生児童委員		
総務班 班長	班長 久米	副班長	市場庄
情報班 班長	班長 中ノ庄	副班長	上久米
被災者管理班 班長	班長 中ノ庄	副班長	市場庄
施設管理班 班長	班長 市場庄	副班長	久米
食糧物資班 班長	班長 市場庄	副班長	上ノ庄
救護班 班長	班長 上久米	副班長	上ノ庄
衛生班 班長	班長 これびの園	副班長	中ノ庄
ボランティア班 班長	班長 上ノ庄	副班長	久米
避難所外避難者対応班	班長 防災安全部メンバー	副班長	住民自治協議会役員(参5等)

- * 「注」一各自治会で自主防災組織が活動する場合は、各自治会長は避難所運営本部不在の可能性がある。
- * 円滑な避難所運営のために、避難所運営本部には、女性や災害要配慮者の家族等を加えるようにしよう。
- * 「避難所運営本部名簿」を活用する。

- ・各班の班長・副班長は自治会から選出し、担当班の中心となる
 - ・副班長は班長を補佐し、事故あるときには班長のつとめも担う
 - ・班長、副班長のもと、班員を構成する。
- 自治会からは班を担当する班員を選出する。各地区自主防災会

構成員と重ならないように配慮する。各班の職員には仕事内容がわかるお仕事手帳が配布される。

- ・各班は時系列日誌を記録し、会議に持参すること。

point

＊避難所運営には、施設管理者や行政職員もサポートを行う。

*施設管理者は、主に施設管理班をサポートしつつ、避難所全体の施設管理にアドバイスをを行う。

*行政職員は、主に総務班をサポートしつつ、避難所運営全体の支援を行う。

＊選出にあつては、個人への負担がかり過ぎないよう留意する。

*ボランティア作業は原則として本部の構成員としない。

米ノ庄避難所運営本部 別時系列日誌

金

三田孝子 () 日 日

[illegible]

米ノ庄避難所運営本部

2会議の開催

定期的に避難所運営について話し合う会議を開催します。

①本部会議の開催

- 会議は原則として1日に2回、毎日午前9時と午後5時にい運営本部会議を開催します。
- 会議のメンバーは、運営本部の本部長・副本部長・各自治会長・各班班長・施設管理者・コーディネーターで開催します。

②班別会議の開催

- 班ごとに実務レベルの話し合いを適宜行います。
- 班別会議の内容は、班長が本部会議で報告します。

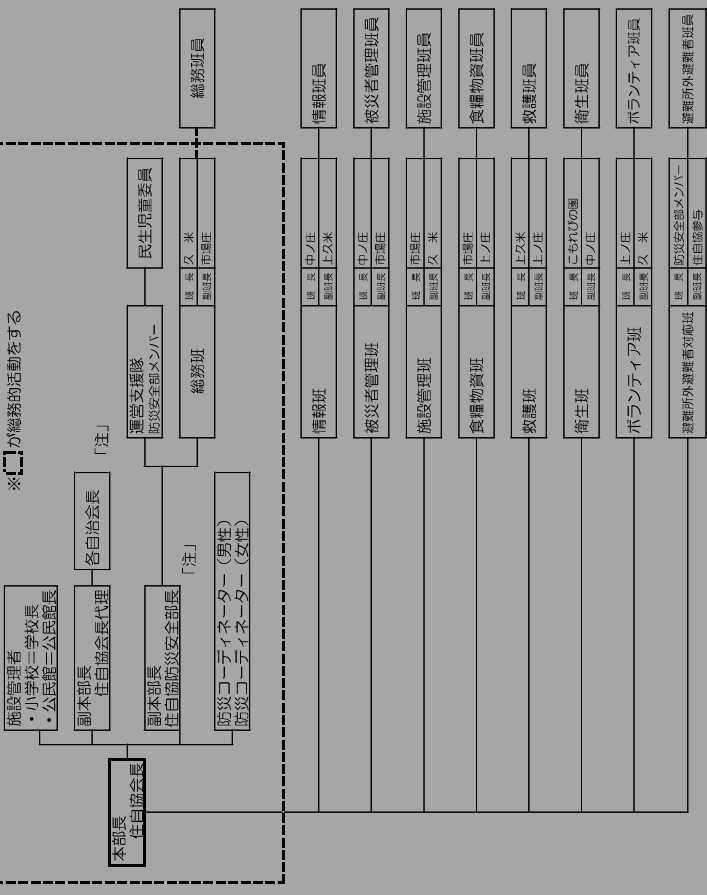
※現場で臨機応変に対応する必要がある場合も生じます。

避難所の運営体制

松阪市災害対策本部

三雲管内災害対策本部

米ノ庄避難所運営本部



3避難所の情報伝達のしくみ

避難所の運営は、避難所運営本部を中心に9班態勢で自主運営します。避難所と公的機関との情報伝達は下記のとおりです。

避難所の持つ情報	担当者			情報の伝達先
避難所情報	情報班班長	⇨		三雲管内 災害対策本部
避難者数	被災者管理班班長	⇨		
設備・資機材の調達	施設管理班班長	⇨		
食糧・物資の調達	食糧物資班班長	⇨		
避難所外避難者の要望	避難所外避難者対応班班長	⇨	総務班	
けが人・病人・要配慮者数	救護班班長	⇨		
衛生状況	衛生班班長	⇨		
ボランティアの要請	ボランティア班班長	⇨		社会福祉協議会 災害ボランティアセンター
地区被害状況・避難所状況	行政職員・各消防署・消防団・警察署	⇨		松阪市 災害対策本部

※総務班は運営業務全般をとりまとめ、三雲管内災害対策本部との連絡調整を行います。

※食糧・物資は松阪市災害対策本部から近隣の小売業者・協定締結企業・県・を通じて調達要請を行います。

施設管理者 [米ノ庄小学校 校長 (連絡先 56-2104)]

[米ノ庄公民館 館長 (連絡先 56-4780)]

松阪市災害対策本部 [松阪市役所 安全防災課 (連絡先 0598-53-4034)]

三雲管内災害対策本部 [三雲地域振興局 地域振興課 (連絡先 0598-56-7905)]

災害ボランティアセンター [松阪市社会福祉協議会 (連絡先 0598-21-1487)]



- * 避難所運営は、避難者の共助・協働の精神と自力再建の原則に基づき、避難者（住民）を主体とする避難所運営本部が担う。
- * 全ての避難所の運営は、避難所運営本部を中心として行う。
- * 避難所運営本部には、避難者それぞれの仕事を担当して避難所の運営を行うため、9つの活動班を置く。
- * この体制は、展開期から安定期を通じて撤収するまで、人員規模に変更はあっても体制的に変更する必要はない。

4 各班の役割

● 要援護者への配慮
● 管理・運営の申合せ
● 施設管理者及び三雲管内災害対策本部との調整・統括
● 避難所運営本部の統括、組織内の連絡調整 指揮及び関係機関等との連絡調整

① 本部長・副本部長の役割

要配慮者への配慮

＊避難所のルールは基本的に、避難所外避難者も含む避難者の話合いで決まります。日ごろから要配慮者のことに関心の薄い地域の避難所では、障がいのある人などがつらい思いをすることになります。常に要配慮者に配慮しながら運営を行います。

管理・運営の申合せ

＊避難所を管理・運営するに当たり、施設管理者や三雲管内災害対策本部と右表事項等について確認し、各班（班長）と情報を共有した上で、全避難者に伝え、円滑な運営に努めます。
＊運営委員においては、女性や障がいのある人等の意見も聞けるよう複数名の当事者及び介護者をメンバーに入れます。

(例)		
申合せ事項	内 容	
トイレの利用方法		
ごみの排出方法		
食糧・物資の配分方法		
喫煙場所	学校内禁煙	
起床・消灯時間		
ベッドについて		
避難所内の警備管理体制		
建物内火気厳禁		

施設管理者及び、三雲管内災害対策本部との調整統括

＊各班からの要請事項について、本部長は、総務班を指揮し、施設管理者及び三雲管内災害対策本部に連絡し、対応について調整します。
＊三雲管内災害対策本部からの連絡事項について、各班（班長）へ伝達し、必要に応じた避難者への情報提供を調整・統括します。

避難所運営本部の統括、組織内の連絡調整 指揮及び関係機関等との連絡・調整

＊避難所運営が円滑に進むよう避難所運営の総括を行い、避難所運営本部のメンバーへ的確な指示を行います。
＊避難所内の状況を把握し、必要事項を協議し、決定します。また、避難所運営に関係する他の関係機関等との連絡・調整を行います。

● 運営委員会内の連絡・調整
● 本部会議の準備・記録
● 三雲管内災害対策本部及び関係機関との連絡・要請窓口
● 外部との窓口
● 避難者からの意見・要望の受付
● 避難所外避難者からの意見・要望を避難所外避難者対面班を仲介して受付

② 総務班の役割

運営本部内の連絡・調整

＊避難所運営本部の各班の活動が円滑に進むよう連絡・調整を行います。必要に応じて、資料作成などを行います。

本部会議の準備・記録

＊運営本部の事務局として、本部会議の開催連絡や資料作成などを行います。また会議の記録を作成します。

災害対策本部及び関係機関との連絡・要請窓口

＊各班からの要請を受け、本部長の指揮により、三雲管内災害対策本部及び関係機関へ連絡します。
様式 4－1 「避難所状況報告用紙（初動期用）」(P2－7 参照)、様式 4－2 「避難所状況報告用紙」(P2－9 参照)、様式 5 「主食依頼票」、(P2－18 参照) 様式 6 「物資依頼票」(P2－19 参照)

外部との窓口

＊外部から提供される物資や情報を受け付けます。
＊マスコミ等に対しては、避難所では原則的に受け付けず、三雲管内災害対策本部に行ってもらいます。
様式 1 2 「取材者用受付用紙」(P2－1 4 参照)

指定避難所の避難者からの意見・要望の受付

＊意見箱を設置するなど、避難所運営等に関する避難者からの意見や要望を受け付け、本部会議へ報告します。
＊特に女性や外国人、障がい者、介護が必要な高齢者、妊産婦、乳幼児などの要配慮者に対しては、ニーズを十分に把握できるように関係者や本人から意見が受け付けられる体制を作り、本部会議へ報告します。

避難所外避難者からの意見・ 要望の受付

＊避難所外避難者の意見、要望受付は、各地域の一定の位置に意見箱を設置。現地の自主防災組織が要望などをまとめ、現地の自治会役員(自治会長以外)が避難所外避難者対面班に報告し、運営本部に上申する。
＊個人的な相談がある場合は相談窓口を本部内に設け、口頭での相談をうける。
＊特に女性や外国人、障がい者、介護が必要な高齢者、妊産婦、乳幼児などの要援護者に対しては、ニーズを十分に把握できるように関係者や本人から意見が受け付けられる体制を作り、本部会議へ報告します。

〈避難所状況報告書の使用方法と注意事項〉

第1報～第3報は、同じ用紙に記入すること。

〔第1報〕

- 行政担当者もしくは避難者代表者は、避難所に到着したら、可能なかぎり速やかに第1報を市の三雲管内災害対策本部に連絡する。
- 「受信手段」の欄には、避難所の受信手段を記入する。
- 避難所で、FAX、電話ができないときは、伝令により三雲管内災害対策本部へ連絡する。
- 地域の被害状況のうち「火災発生状況」は、この避難所管内の地域を記入し、その他の周辺地域の場合は「緊急を要する事項」に発生地区名、状況を記入する。
- 「人命救助」の要否については、何ヶ所、何名くらいの救助の必要があるのか記入すること。不明の場合は、記入しなくてよい。
- 「電力」、「断水」、などの被害や「道路状況」については、避難者から登録の際にその内容をまとめ、記載する。
- 「世帯数」は、様式3が世帯ごとに作成されるので、その枚数により回答することもできる。

5

〔第2報〕

- 行政担当者もしくは避難者代表者は、避難所到着後概ね3時間以内に第2報を報告する。
- 第2報では、避難者が増加しているか否か、受入れ能力を超えているか否かについても報告する。
- 「人的被害」の状況についても記入する。

〔第3報〕

- 行政担当者もしくは避難者代表者は、避難所到着後概ね6時間以内に第3報を報告する。
- 報告内容は、第2報と同様とする。
- 避難所を閉鎖した場合には、この様式により、速やかに報告する。

この用紙は、保管する。

様式10（松阪様式4-1.）避難所状況報告用紙（初動期用）

避難所 → 災害対策本部

避難所状況報告用紙（初動期用）

--	--

三雲管内災害対策本部：FAX（ ） TEL（ ）

開催日	月	日	時	避難種別	開催日時	月	日	時									
第1報（参集後・避難後すぐ）					第2報（3時間後）				第3報（6時間後・もしくは閉鎖時）								
送信者名					送信者名				送信者名								
三雲管内災害対策本部 受信者名					三雲管内災害対策本部 受信者名				三雲管内災害対策本部 受信者名								
報告日 月 日 時 分					報告日 月 日 時 分				報告日 月 日 時 分								
受信手段 FAX・電話・伝令・その他（ ）					受信手段 FAX・電話・伝令・その他（ ）				受信手段 FAX・電話・伝令・その他（ ）								
受信先番号					受信先番号				受信先番号								
人数 約 人					人数 約 人				人数 約 人								
世帯 約 世帯					世帯 約 世帯				世帯 約 世帯								
周辺状況	建物安全確認		未実施・安全・要注意・危険			周辺状況	建物安全確認		未実施・安全・要注意・危険			周辺状況	建物安全確認		未実施・安全・要注意・危険		
	人命救助		不要・必要（約 人）・不明				人命救助		不要・必要（約 人）・不明				人命救助		不要・必要（約 人）・不明		
	延焼		なし・延焼中（約 件）・大火の危険				延焼		なし・延焼中（約 件）・大火の危険				延焼		なし・延焼中（約 件）・大火の危険		
	土砂崩れ		未発見・あり・警戒中				土砂崩れ		未発見・あり・警戒中				土砂崩れ		未発見・あり・警戒中		
	ライフライン		断水・停電・ガス停止・電話不通				ライフライン		断水・停電・ガス停止・電話不通				ライフライン		断水・停電・ガス停止・電話不通		
	道路状況		通行可・渋滞・片側通行・通行不可				道路状況		通行可・渋滞・片側通行・通行不可				道路状況		通行可・渋滞・片側通行・通行不可		
	建物倒壊		ほとんどなし・あり（約 件）・不明				建物倒壊		ほとんどなし・あり（約 件）・不明				建物倒壊		ほとんどなし・あり（約 件）・不明		
※第1報においては、わかるものだけでよい。					避難者数増減見込み				避難者数増減見込み								
緊急を要する事項（具体的に箇条書き）					緊急を要する事項（具体的に箇条書き）				緊急を要する事項（具体的に箇条書き）								
参集した行政担当者					参集した行政担当者				参集した行政担当者								
参集した施設管理者					参集した施設管理者				参集した施設管理者								

避難所状況報告用紙【第 報】
避難所名： 小学校

送信者名		三雲管内災害対策本部受 信者名	
報告日時		月 日 時 分	
世帯数		現在数 (A)	避難所 FAX・TEL 差引 (A－B)
内 訳	避難者	世帯	世帯
	帰宅困難者	世帯	世帯
	避難所外 避難者	世帯	世帯
	合計	世帯	世帯
人数		現在数 (A)	前日数 (B) 差引 (A－B)
内 訳	避難者	人	人
	帰宅困難者	人	人
	避難所外 避難者	人	人
	合計	人	人
運営班	編成済み・未編成	土砂崩れ	未発見・あり・警戒中
避難所運営本部	設置済み・未編成	ライフライン	断水・停電・ガス停止・電話不通
運営班	編成済み・未編成	道路状況	通行可・渋滞・片側通行・通行不可
食事状況	食事状況 炊き出し・弁当	1 日 回	
避難所運営本部長名 連絡先 (TEL、FAX)			
運営班	対応状況	今後の要求、展開	
総務班			
情報班			
避難者管班			
施設管班			
食・物資班			
救護班			
衛生班			
ボラ班			
避難所外対応班			
行政担当者			
施設管理者			
対処すべき、予見される事項 (水、食料の過不足/物資の過不足/風邪などの発生状況/避難所の 生活環境/ 避難者の雰囲気/避難所外避難者に関する情報など)			

米/住避難所運営本部

避難所状況報告用紙の記載説明

- ※ 一日最低一回は三雲管内災害対策本部に報告すること。
 - ※ 「避難所状況方向用紙(初動期)」は、避難所開設から第 3 報 (6 時間後) までは「様式 4-1 (初動期用)」(P.2－7 参照)の避難所状況報告用紙を使用すること。
 - ◇ 第 4 報以降の「避難所状況報告用紙」(P.2－9 参照) の連絡事項欄には、各班の活動において発生した問題や、その解決策などを記入し、他の 2 難所運営の参考となるようにする。
 - ◇ 食糧と物資については、食糧は「様式 5 主食依頼票」(P.3－18 参照)、物資は「様式 6 物資依頼票」(P.2-19 参照)「様式 7 物資管理簿」(P.2－20 参照)を利用する。
- 注) 避難者…自宅が破壊されて住めなくなり、避難所で生活している人々
帰宅困難者…交通手段が断たれた等の理由により、帰宅できず避難所にいる人々
避難所外避難者…在宅避難、車中避難、軒先避難等、避難所外に避難している避難者
在宅避難者…自宅に住むことはできるが、ライフラインの破壊などの理由で生活できず、避難所の施設を利用したり、物資の配給などのサービスを受けている人々

③ 情報班の役割	● 情報収集と総務班との連絡・調整 ● 収集した情報の多様な手段での避難者等への提供 ● 要配慮者や避難所外避難者に配慮した情報提供 ● 外部への避難者情報の提供
------------------------	--

情報収集と総務班との連絡・調整	＊避難所を中心とした、地域の被災状況や生活状況、復旧状況に関連する情報を収集します。収集した情報を必ず時刻と発信元を記録したうえで、総務班を通じて、三雲管内災害対策本部へ連絡します。
収集した情報の多様な手段での避難者等への提供	＊収集した情報や三雲管内災害対策本部からの情報を整理し、時刻や場所等を明示して、本部長の指示のもと、掲示板や施設内放送等によって避難者等へ提供します。 ＊復旧・復興の日程の情報収集と伝達を重視して行います。 ＊災害時は停電等により外部からの情報も途絶する恐れがあります。災害対策本部からの情報とともに、PCやテレビ、ラジオなどあらゆる手段で常に情報が入手できる状態を確保します。
要配慮者や避難所外避難者に配慮した情報提供	＊要配慮者（外国人や視覚障がい・聴覚障がい・知的障がいのある人など）や避難所外避難者にも情報が行きわたるように、多様な手段を使って情報提供します。 ＊避難所外避難者への情報収集や提供は、避難所外避難者対応班・地区の自主防災組織と連携して行います。 ＊情報の伝達は基本的には文字表記して掲示します。掲示物作成後、避難所外避難者対応班を通じ、地区の自主防災組織に送ります。掲示は自主防災組織が担当します。 ＊帰宅困難者に対しても、帰宅支援として、飲食等の移動手段の情報を提供します。
外部への避難者情報の提供	＊避難者から提供された安否確認情報及び外部から問合せのあった情報を整理して貼り出します。被災者管理班と連携して行います。



- ＊口コミによる情報は広報しないものとし、情報班の者が実際に確認したものだけを広報する。
- ＊情報班による情報サービスは、避難者の生活再建に大変重要な役割を果たす。
- ＊毎日のまちの復興状況などの情報は、被災者にとって復興へ向けた精神的な支えとなります。
- ＊物資や食料が不足する時期でも、避難所周辺で営業している店舗もあり、被災者にとっては大切な生活支援情報となるので、場合によっては店舗のチラシや広告、地図などにも必要に応じて広報する。
- ＊情報班は、直接、市役所等に定期的に通い、必要な情報収集に努める。
- ＊避難者は、行政からの情報提供を待つばかりではなく、積極的に情報収集に努めることが自力での生活再建を図る上で望ましいという点を充分に理解してもらうことが必要である。
- ＊地区防災組織と避難所運営本部との通信用に、トランシーバー・アマチュア無線等の活用が望ましい。

④ 被災者管理班の役割	● 避難者の把握・リストの作成・管理、避難者等の入退所管理 ● 訪問者の受付、マスコミ等外部者の入出管理 ● 郵便・宅配便の受付・避難者への手渡し等
---------------------------	--

避難者の把握・リストの作成、避難者の入退所管理	＊避難所の避難者の状況をできるだけ正確に把握するため、自治会単位で受付を設置して、「避難者名簿」を作成して総務班を通じて三雲管内災害対策本部へ連絡します。 □ 避難者世帯ごとの名簿作成（様式3「避難者名簿」）（P1-20 参照） □ 観光客等帰宅困難者のリスト作成 □ 要配慮者の状態別リスト作成 □ 阿坂方面に避難の際は、上ノ庄（消防団消防車庫）に準備してある避難所受付セットを持ちだして運び、避難者の管理をする。				
訪問者の受付、マスコミ等外部者の入出管理	＊避難所への訪問者（避難者への面会など）及びマスコミ等外部者の入出を管理します。				
郵便・宅配便の受付・避難者への手渡し等	＊外部からの郵便・宅配便や避難者への手渡しなどの受付、電話などによる安否確認等の問合せや避難者の呼出しに対応します。 <table border="1" data-bbox="722 141 778 734"> <tr> <td>郵便・宅配便を受付で対応する場合</td><td>郵便物受付票にて受付</td></tr> <tr> <td>電話での問合せへの対応</td><td>行方不明者等問合せ受付票にて対応</td></tr> </table>	郵便・宅配便を受付で対応する場合	郵便物受付票にて受付	電話での問合せへの対応	行方不明者等問合せ受付票にて対応
郵便・宅配便を受付で対応する場合	郵便物受付票にて受付				
電話での問合せへの対応	行方不明者等問合せ受付票にて対応				



- ＊三雲管内災害対策本部の支援サービスは、登録された避難者数をもとに提供される点を避難者全員に周知し、避難者名簿への記入を徹底する。
- ＊避難者名簿への記入は、世帯単位で避難者自身（各世帯の代表者）が記入し、提出する。
- ＊受付窓口で対応できない場合は、避難者組の代表に協力を依頼し、避難者名簿への登録を徹底する。
- ＊避難者名簿への記入は、在宅被災者の場合も受け付ける。その場合、様式3「避難者名簿」の「避難所外避難者」の欄に記入。支援が必要でなくなった場合は、受付に届け出るよう依頼する。

- ＊安否確認の問合せは、外部の人にとって縁者の情報を確保する大切な手段である。
- ＊避難者名簿には、プライバシーの観点から呼び出しや問合せ等に対し、あらかじめ要望事項がある避難者がいる。外部からの問合せに対しては、個人情報を取り扱うという立場を踏まえながら対応する必要がある。
- ＊問合せが殺到した場合、もしくは呼び出しでも連絡が取れない場合もあるもので、あらかじめ問合せ相手に理解してもらうことも必要である。

郵便物等受取帳

米ノ庄住民自治協議会 避難所運営本部

避難所名

No.

	受付月日	宛名	住居組	郵便物等の種類	受取月日	受取人
1	月 日		組	葉書・封書・小包・その他 ()	月 日	
2	月 日		組	葉書・封書・小包・その他 ()	月 日	
3	月 日		組	葉書・封書・小包・その他 ()	月 日	
4	月 日		組	葉書・封書・小包・その他 ()	月 日	
5	月 日		組	葉書・封書・小包・その他 ()	月 日	
6	月 日		組	葉書・封書・小包・その他 ()	月 日	
7	月 日		組	葉書・封書・小包・その他 ()	月 日	
8	月 日		組	葉書・封書・小包・その他 ()	月 日	
9	月 日		組	葉書・封書・小包・その他 ()	月 日	
10	月 日		組	葉書・封書・小包・その他 ()	月 日	

- ・被災者管理班の担当者は、「受付月日」～「郵便物等の種類」欄に記入します。
- ・受取は、原則として各自治会単位の組（班・丁目）ごとに代表者（班長・組長等）が取りにくることとし、受取の際は、代表者に「受取月日」と「受取人」欄に記入してもらいます。
- ・本人に直接渡す必要がある郵便物等の場合は、被災者管理班の担当者は受け取りに来た避難者組の代表者にその旨を伝え、本人に受け取りに来てもらい、「受取月日」と「受取人」欄に記入してもらいます。

米ノ庄避難所運営本部

取材者用受付用紙

米ノ庄住民自治協議会 避難所運営本部

受付日時	月	日	AM・PM	時	退所日時	月	日	AM・PM	時
氏名					所				
代表者	連絡先（住所・TEL）								
氏名					所				
同行者									
取材目的									
※オンエア、記事発表などの予定									
避難所側付添者氏名			(名刺添付場所)						
特記事項									

※お帰りの際にも必ず受付へお寄りください。

米ノ庄避難所運営本部

被災者管理班

行方不明者等問合わせ受付票

米ノ庄住民自治協議会 避難所運営本部

(避難所名： 小学校) No. _____

問い合わせ日	□ 電話対応	電話対応時刻	:	対応した人
年 月 日 ()	□ 来所対応	避難所入所時刻	:	氏名
		避難所退所時刻	:	氏名
依頼者(問い合わせた人)	氏名	間柄	連絡先	
被依頼者(誰をさがしているか)	氏名	年齢	特徴	
要件				

米ノ庄避難所運営本部

⑤ 施設管理班の役割

- 施設の警備による防犯、防火、危険箇所への対応
- 施設利用場所の選定と利用計画の作成

施設の警備による防犯、危険箇所への対応

- *施設・設備について、定期的に確認します。余震などにより新たな危険な箇所が出た場合には立ち入り禁止にします。
- *巡回等により、防犯・防火に努めます。女性や子どもは、人目のない所やトイレ等に1人で行かないように注意喚起します。

ごみの集約、清掃	ごみ集積場の設置、分別の周知徹底をする。 生ごみは幼稚園跡に埋めるなどをし、不衛生にならないように努める。
トイレの利用管理	トイレの設置は、衛生班と共同で行う。使用についての注意事項を貼り出し、避難者全員で清掃当番を決める。

トイレの利用方針

- 洋式トイレは高齢者、障がいのある人を優先にします。
- 断水時は、ポリ袋に新聞紙を入れ、便器にかぶせて使用します。
- 汚物が袋に入ったらポリ袋ごと捨てます。
- トイレは男女を別に設置し、設置数は以下の通りが望ましい。
初動期 50人／1基 長期 20人／1基
- 米ノ庄指定避難所【米ノ庄小学校体育館】は、マンホールトイレを7基準備済である。

施設利用場所の選定と利用計画の作成

- *運営上必要となるスペースを確保し、既に避難者が占有している場合には、事情を説明して移動してもらいます。
- *要配慮者については、特別な配慮が必要な方もいますので、状態に応じた割り振り等を考え、利用計画を作成する必要があります。
- *施設管理者のアドバイスのもと、仮設トイレの設置場所や物資・食料の保管場所、トラック等の駐停車場所、荷おろし場所など様々な避難所の施設利用の場所選定と利用計画を作成します。
- 米ノ庄小学校体育館を避難所とする場合、マンホールトイレを北側フェンス前に設置します。
また、トラック等専用車両の搬入口は西門から進入します。



- *職員室については、学校教育の早期再開の観点から避難所としては利用しない。
- *遺体を安置するスペースについては、災害の状況により、場所を決定する。
- *季節によっては、冷暖房器具や空調設備などの調達を検討する必要がある。
- *避難者の最低限のプライバシーが確保されるよう、間仕切りなどの資機材の調達を検討する必要がある。
- *施設全体の防火対策を行い、焚き火や喫煙場所など防火ルールを作成する。
- *避難所では飲料水の確保を優先し、次にトイレ、手洗い、洗顔、洗髪などの生活用水の確保に努める。

主食依頼票

米ノ庄民自治協議会 避難所運営本部

発信時刻	月	日	午前・午後	時	分	No.
避難所名 (住所)						
避難所	発注依頼者 (役職名)					TEL
						FAX
避難者用食	在宅被災者用食					計
避難者用食	うち					柔軟かい食事
在宅被災者用食	うち					柔軟かい食事
その他の依頼内容						
受信者名						
本部食料担当 本票受取者名						
処理結果・内容						
避難者用食						
在宅被災者用食						
計						
うち						
柔軟かい食事						
柔軟かい食事						
発注業者						
TEL						
FAX						
配送業者						
TEL						
FAX						
到着確認時間						
日						
午前・午後						
時						
分						
処理担当者						

- 行政担当者は、FAX で依頼を行うことを原則とする。
- FAX での依頼を行うことができない場合は、必ず控えを残す。
- 避難所の行政担当者は、受領時にその旨を災害対策本部へ連絡する。
- 避難者用の中には、行政担当者、施設管理者の人数も含めるものとする。

⑥ 食糧物資班の役割

- 救援物資・日用品物資の調達・管理
- 避難者への配給
- 避難所外避難者への配給方法の掲示・配給

救援物資・日用品物資の調達・管理

- * 各班と連携して、避難者のニーズを把握し、必要と認められるものについては、三雲管内災害対策本部と連携して物資を調達します。不足物資がある場合は、内容、数量をとりまとめて総務班を通じて三雲管内災害対策本部に連絡します。また救援物資等が直接避難所へ到着した場合は、総務班を通じて三雲管内災害対策本部へ連絡します。(様式5「主食依頼票」(P2-18)、様式6「物資依頼票」(P2-19) 参照)
- * 要請した物資が搬送されたら数量などを把握して、物資保管場所へ種類別に保管します。保管場所の鍵は物資班長が管理します。(様式7「物資管理簿」(P2-20) 参照)
- * 受入作業は重労働となるので、避難者やボランティアに協力を呼びかけましょう。

避難者への配給

- * 物資の配給は、配給ルールを決め、可能な限り全員が納得するように配慮して行います。
- * 配給においては、避難者の協力を得て行います。配給方法は窓口配付や代表者（自治会長や組長など）への配付など、混乱を防ぐ方法を物資によって工夫し、高齢者、障がいのある人、乳幼児など特別なニーズに対しては個別に対応します。
- * 女性用下着や生理用品等の配付は、女性が担当する等配慮しましょう。
- * 外国人で宗教上食べられないものがある方や、食物アレルギーのある方などについても、個別に対応する必要があります。配給場所に食品名を書き出すなど、「見える化」に努めるようにします。

避難所外避難者への配給方法の掲示・配給

- * 救援物資は、避難所に訪れる避難所外避難者に対しても、訪れることが出来ない避難所外避難者に対しても、様々な配慮し配給方法を提示して配給します。
- * 食糧物資の要望収集は、「避難所外避難者用食糧物資要望リスト」(P.3-21) に数量を記入し自主防災組織から避難所外避難者対応班を通じて要望をあげる。リスト外の品目については、必要物資名・地区名・氏名を記入して意見箱に投函する。
- * 食糧物資の配給方法は、本部より連絡あり次第、現地の自主防災組織の代表が受け取りにくる。



- * 物資・食糧を要請する際には、基本的に随時に行うことなく、避難所から三雲管内災害対策本部への定時連絡の際にまとめて要請できる体制をつくる。
- * 物資の受け入れに伴う作業や、物資の保管・管理は、かなりの負担となるため、要請にあたっては余剰物資が発生しないように注意する。
- * 夏場や梅雨の時期には、物資・食料へのカビの発生や害虫・ねずみの被害に注意し、保管場所の衛生管理にも注意が必要である。
- * 物資・食糧の在庫は常に把握しておく必要がある。
- * 物資の保管は、種類や配布方法ごとに整理して保管し、食糧については、食品の種類や保存方法、消費期限ごとに整理して保管する。期限切れの食料はすべて廃棄する。

物資依賴票

米ノ庄民自治協議會 避難所運営本部

①		②	
発注依頼者 (役職名) FAX TEL		発注依頼者名 FAX (TEL)	
商品 コード	品 名	サイズ など	数 量
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
避難所住所		票 NO. 票枚数 (枚)	
避難所名 ふりがな		受付日時 月 () 日 () AM - PM 時 分	
発信日時 月 日 AM・PM 時 分			

- 一行につき一品、サイズごとに記入し、数量はキリのいい数で注文してください。
- 食料物担当の「サイズなど」の欄に記入して下さい。
- 食料物担当の「人数」のところに、行政担当者に配達・注文を要請してください。
- 行政担当者は、原則としてFAXで依頼を行ってください。
- FAXが使えない場合は、必ず控を郵送しておいてください。
- 食料物担当は、受領時に「物資管理簿」に記入してください。

③ 出荷日時 月 日 () AM - PM 時 分

避難所
受領サイン

米ノ庄避難所運営本部

鐵器管理物資

米ノ庄住民自治協議会 避難所運営本部

No.	避難所名
-----	------

[illegible]

※この用紙は、避難所で保管しておく。

※ 代金の決済が必要な場合は、備考欄に「支払伝票の No.」を記入する。

※品名の分類(大分類・中分類・小分類)については、食糧物資班ファイル(避難所に保管)を参照する。

避難所外避難者用
食糧物資要望リスト

記入年月日 年 月 日 ()

地区名			自主防災組織代表名				
No.	必要物資品目	数量	備考	No.	必要物資品目	数量	備考
1	主食			41	靴		
2	飲料水			42	帽子		
3	粉ミルク			43	雨具		
4	その他食品 ()			44	ビニールシート		
5	その他食品 ()			45	トイレットペーパー		
6	その他食品 ()			46	ティッシュペーパー		
7	その他食品 ()			47	紙おむつ		
8	タオル			48	紙パンツ		
9	バスタオル			49	ウェットティッシュ		
10	布団			50	生理用品		
11	毛布			51	マスク		
12	上着 ()			52	歯磨きセット		
13	上着 ()			53	洗濯石鹸		
14	上着 ()			54	手洗い石鹸		
15	上着 ()			55	ゴミ袋		
16	下着 ()			56	カイロ		
17	下着 ()			57	うちわ		
18	下着 ()			58	外用薬 ()		
19	下着 ()			59	内服薬 ()		
20	靴下			60	内服薬 ()		

連絡事項

※要望は、避難所運営本部に届けられた物資の内容、数量を考慮して配給となるため、
ものではありません。

⑦ 救護班の役割 ● 傷病者への対応 ● 要配慮者への対応 ● 避難者健康状態の確認 ● 避難所外避難者の健康状態を避難所外避難者対応班を通じて確認	健康観察のポイント ○ 外傷を受けていないか ○ 食事・水分摂取量は足りているか ○ 話し相手がいるか ○ 脱水(口渇、口唇・皮膚の乾燥、尿量の減少、頭痛等)の兆候はないか	対応に当たっては、避難所及び地域で専門の資格を持った人（看護師、介護士、手話、外国語など）を募り、従事者として加わってもらいます。（受付に専用コーナー設置）	傷病者への対応 * ブライパシーに配慮しながら、避難所の傷病者、体調不良者の状況を把握し、総務班を通じて三雲管内災害対策本部に連絡します。	重症者などの場合 * 機能している医療機関での受診を基本として、必要に応じて医療救護班の派遣について、総務班を通じて三雲管内災害対策本部に相談します。（※発災直後から数日間は、医療機関への医療救護班の派遣が優先）	119 番通報または三雲管内災害対策本部に連絡、必要に応じて救急隊や医師・医療救護班の到着までの応急処置	先されます。避難所付近の受診でできる医療機関情報をできる限り把握し、病人やけが人への緊急対応に備えます。） - うの胃腸科内科医院 0598-56-6001 まんのう整形外科 0598-51-1775 * 避難所内に応急救護スペースを確保し、応急処置をします。必要に応じ、総務班を通じて三雲管内災害対策本部に要請し、医薬品、医療・衛生器材を調達します。	要配慮者への対応	避難所での介護や支援が困難な場合 * 三雲管内災害対策本部と連携し、要援護者の生活支援・介護を行います。必要に応じ、総務班を通じて三雲管内災害対策本部等に専門職員や専門ボランティア派遣の要請を行います。また軽易なボランティア支援については、災害ボランティアセンターに派遣相談します。 * 声かけなどにより、定期的に健康状況や困っている状況等を確認します。	避難者の健康状態の確認 * 三雲災害対策本部体制が整った段階では保健師等が避難所等を巡回し、定期的に避難者の健康管理、健康相談、栄養指導、口腔ケア・相談等を行います。救護班でも、定期的にすべての避難者の心身の健康状態を確認します。必要に応じて保健師、医療機関、災害対策本部に総務班を通じて連絡し、適切な指示を受けましょう。 * 避難所外避難者の健康状態の把握は、健康管理簿(P.1～22 参照)を活用し、各地区の自主防災組織が行います。 - 健康状態の悪い避難者に関しては、地区自主防災組織から避難所外避難者対応班を通じて状況の広達をして対応します。 * 避難者の健康管理について、初動期は混乱が予想されますが時系列的にチェックをして避難者の健康観察を必要があります。避難所内では救護班が中心に、避難所外では自主防災組織でチェックをします。
--	--	--	--	---	--	--	----------------------------------	---	--

健康観察のポイント

- | | |
|-----------------------------------|------------------|
| ○外傷をうけていないか | ○眠れているか |
| ○食事・水分摂取量は足りているか | ○咳・熱・下痢などの症状がないか |
| ○話し相手はいるか | ○トイレにいらしているか |
| ○脱水(口渇・口唇・皮膚の乾燥・尿量の減少・頭痛等)の兆候はないか | |

⑨衛生班の役割

- 感染症予防（手洗い・消毒の励行）
- 生活衛生環境の管理

感染症予防（手洗い・消毒の励行推進）

- * インフルエンザ等による感染症を予防するため、流水による手洗いを励行します。水道が使用不可の場合は擦式アルコール消毒による手指消毒で対応します。また霧吹きなどで水をスプレーするなど乾燥防止に努めます。
- * トイレ前や手洗い場等に消毒液を配置し、「感染症予防（手洗い・消毒の励行）」を表示し、うがいや手洗いの励行を周知します。手洗いう消毒液は子どもの手の届かない場所に設置します。
- * 手拭き用にペーパータオル等を設置し、タオルの共用はしないよう推進します。
- * 消毒液・マスク・トイレットペーパー・ペーパータオルの在庫状況を把握し、早めに物資班へ補充を依頼し確保します。
- * 食後の歯みがきとブクブクうがいの励行を推進しましょう。

生活衛生環境の管理

- * 食料の衛生管理について、食器は使い捨てること、食べ残しは取り置きせずにその日のうちに捨てること、消費期限を過ぎたものは捨てることを避難者へ周知徹底します。
- * ゴミ収集の管理及びゴミの処理（分別・生ゴミの処理）を行います。
- * トイレと居住空間の2足制を導入します。
- * 施設管理班と連携し、定期的にトイレの状況を把握、総務班を通じてくみ取りを依頼します。
- * 布団の管理（日中は敷きっぱなしにしない、晴れた日には日光干しや通風乾燥など）や定期的な清掃を呼びかけます。
- * 清潔を保つために温かいおしぼりやタオル等で身体を拭いたり、足や手など部分的な入浴を導入し、推進します。また、入浴施設等生活衛生関連施設に関する情報収集及び提供に努めます。
- * 必要な物資を物資班に要請するなど、ハエや蚊などの対策をします。
- * 防塵マスクの着用（手に入らない場合はマスクなど）を呼びかけて、ほこりや粉塵などの吸入を防ぐとともに、管理班と連携して粉塵の発生をおさえます。また、粉塵などの吸引で咳、痰、息切れが続く人がいないか配慮します。
- * 定期的な換気を推進します。

ボランティア受付票

米ノ庄民自治協議会 避難所運営本部

- ボランティアニーズの把握・受付
- ボランティアの要請
- ボランティアの配置・調整

⑨ ボランティア班の役割

ボランティアニーズの把握・受付

- *ボランティアの応援について、依頼票にて受け付けます。
- *受付・相談コーナーを設け相談を受け付けるとともに、各班と連携してニーズを把握します。

ボランティアの要請

- *ボランティアの応援の要請を、総務班を通じて災害ボランティアセンターに行います。

ボランティアの配置・調整

- *派遣されてきたボランティアを受け付け（様式 8「ボランティア受付票」）、活動の振分けをします。ボランティアの活動に関する要請等を調整します。

避難所にボランティアが直接来た場合の対応

- 万が一に備えて、ボランティアの方に保険に入っただけが必要です。
- 災害ボランティアセンターで登録を済ませるよう依頼しましょう。
- 既に保険に加入されている方が来られた場合も、総務班を通じて、災害ボランティアセンターで登録していただくことを促しましょう。



避難所名	
------	--

No.

受付日	年	月	日
-----	---	---	---

No.	氏名・住所・電話	性別	職業	過去のボランティア経験の有無とその内容
	氏名 住所 電話	男 女	有 無	(活動内容)
	氏名 住所 電話	男 女	有 無	(活動内容)
	氏名 住所 電話	男 女	有 無	(活動内容)
	氏名 住所 電話	男 女	有 無	(活動内容)
	氏名 住所 電話	男 女	有 無	(活動内容)
	氏名 住所 電話	男 女	有 無	(活動内容)
	氏名 住所 電話	男 女	有 無	(活動内容)
	氏名 住所 電話	男 女	有 無	(活動内容)
	氏名 住所 電話	男 女	有 無	(活動内容)
	氏名 住所 電話	男 女	有 無	(活動内容)

災害ボランティア支援要望 申込み用紙

米ノ庄住民自治協議会 避難所運営本部

申込日 年 月 日 ()

氏 名			
	住 所	町	番地
	連絡先 (携帯電話)		
要望内容	必要人数		人

(略図)

(米ノ庄避難所運営本部 ボランティア班記入欄)

災害ボランティアセンター連絡	未	中	済	避難所本部担当者
	/	/	/	ボラセン担当者
災害ボランティア活動	開始前	中	終了	人
	/	/	/	

米ノ庄避難所運営本部

⑩避難所外避難者対応班
の役割

- 総務班・情報班・食糧物資班・救護班と、各地区の自主防災組織が円滑な連携が取れるように仲介する。
- 総務班・情報班・食糧物資班・救護班から各地区の自主防災組織へ食糧物資等を円滑に配給できるように仲介する。
- 各地区自主防災組織が総括する避難所外避難者(在宅避難・車中泊避難・テント避難等)の要望を、円滑に避難所運営本部に伝達できるように仲介する。

避難所運営本部各班と、地区自主防災組織との連携

＊避難所外避難者対応班は、各地区の自主防災組織と避難所運営本部が、円滑な活動ができるように、仲介役を担当します。

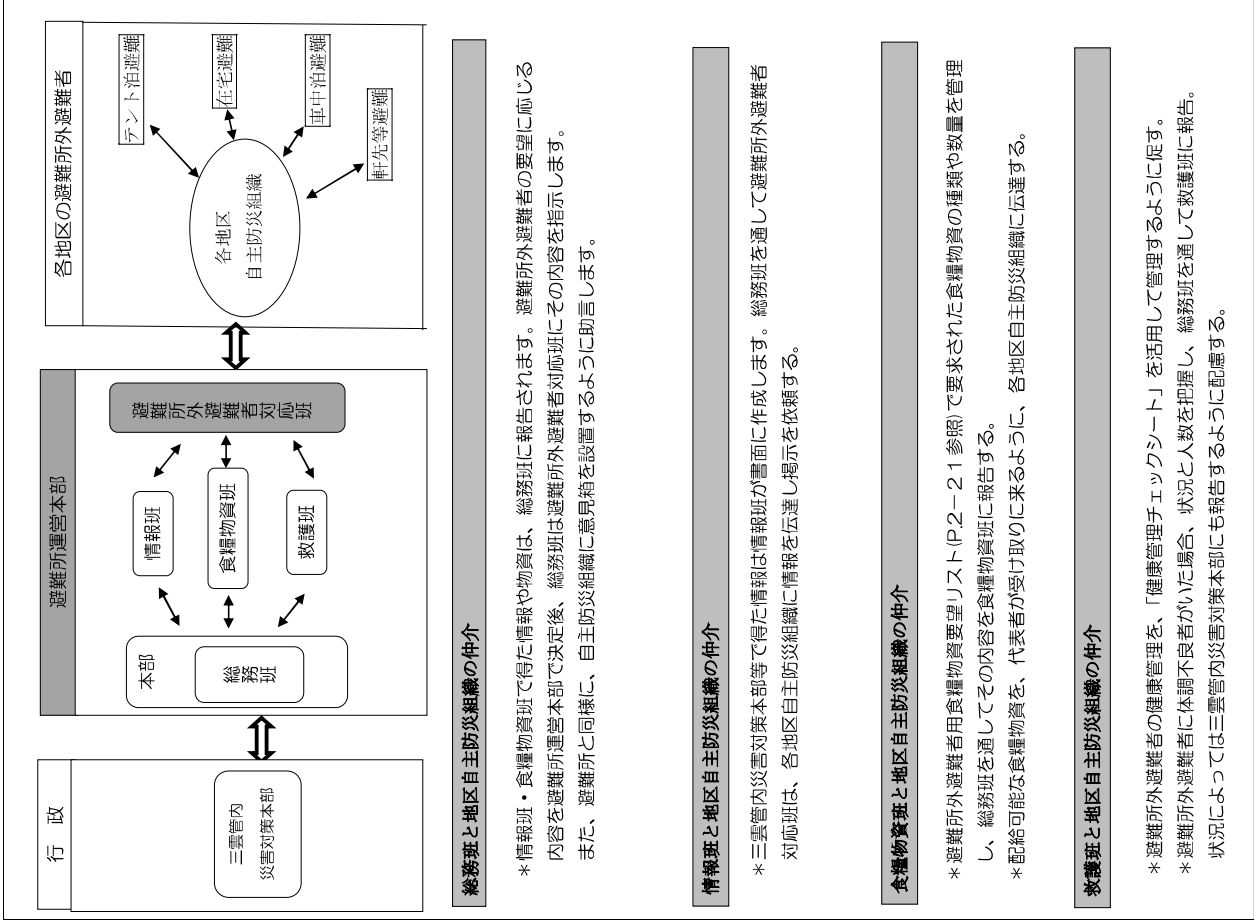
各地区の自主防災組織は、各地区単位で避難所外避難者への救護活動を行い、地区で避難している住民の為に、様々な対応をします。

避難所運営本部（9班）と現状の各地区自主防災組織の対応表

自主防災組織						
市場庄	久米	上久米	こもれびの園	上ノ庄	中ノ庄	
			総務班			
情報班	情報班	情報班・伝達班	情報連絡班	情報連絡班	情報連絡班	
避難班	避難・給食班	避難誘導班	給食給水班	避難誘導班	避難誘導班	
搬出救護班	消火・救出・救護班	救護班	救出・救護班	救出救護班	救出救護班	
消火班	救護班	消火班	消火班	消火班	消火班	
ボランティア班						
避難所外避難者対応班						

＊避難所外避難者対応班は、自主防災組織が編成する班を把握し、避難所運営本部が得た情報・食糧物資等を、速やかに配給、正確に伝達します。各自治会の自主防災組織の班編成は様々ですが、避難所運営本部から渡される情報や食糧物資は、各地の自主防災組織へおくり、避難所外避難者への伝達や配給は自主防災組織に任せます。

＊避難所外避難者対応班には、女性も必ず担当すること。



第3章 避難所運営

避難所運営

不特定多数の人が混乱状態の中で避難し、生活する避難所では、できるだけ避難者の負担が大きくなりないう、工夫が必要になります。

①運営活動のルールへ運営に当たって考えておくこと～

運営に当たっては次の点について考え、必要に応じて、運営方針などを情報掲示板などで避難者にお知らせします。避難者へも理解を求め、未然にトラブルを回避し、適切な運営を進めます。

これだけは！チェック

運営に当たってみんなで配慮！

①情報

情報が平等に伝わらないことがトラブルの原因になります。

- 情報は常に“見える化”を！

②トイレの利用と水分補給

トイレが利用しづらいため、トイレにできるだけ行かなくてはむように水分補給を控えると体調を崩す危険があります。

- 洋式トイレは高齢者や障がいのある人を優先に
- トイレ利用を我慢するような状況になっていないか

③座位確保

避難所生活の中で、横になって過ごす時間が多くなると体が弱ってしまいます。
(椅子や背もたれグッズを配置するなど工夫を)

- 座った体勢で過ごせるよう工夫をしましょう

④プライバシーと見守り

避難所生活の中では、プライバシーを確保することが重要で、ついでを立てるなどの配慮が必要であると同時に、それによる孤立化の心配もあります。見守りの目がなくなり、ちょっとした様子の变化に互いに気づきにくくなってしまいます。

- 声かけなどの見守りの工夫をしましょう
- 体操の時間など、共有体験の時間をつくりましょう

⑤ペットと衛生管理	ペットは飼い主である避難者にとって家族の一員であり、心のよりどころとなっている場合があると同時に、衛生管理や他の避難者への影響に配慮が必要でもあります。ペットの食糧も不足しないように、飼い主は事前の準備が必要となります。 ○ 状況によって運営本部でルールをつくり、専用スペース設置などの対応を考えます
⑥女性への配慮	避難所生活では、更衣室の設置、つい立によるプライバシーの確保、授乳室の設置、必要物資の支給方法等の女性に配慮した運営が必要です。 ○ 運営本部に女性を複数名入れ、女性に配慮した運営をします。
⑦障がい者への配慮	障がいによって様々な対応が必要ですが、周囲の理解や配慮が重要です。運営においても、障がい者の声が聞ける体制をつくる事が重要です。 ○ 障がい者に配慮した支援体制にします。
⑧高齢者への配慮	高齢者は、体力や予備力が低下しているため、これまでの生活とは異なる避難所での生活により、容易に体調を崩し、健康を損なう危険性があります。 ○ 高齢者の心身の健康維持と自立支援を心がけます。
⑨子どもの居場所	被災体験、避難所生活、子どもにおけるダメージは非常に大きいものです。子どもが「思いっきり声を出す」「体を動かす」などができる居場所をつくります。 ○ 子どもの居場所づくりを考えます。
⑩外国人への対応	外国人は言葉の壁によって、状況把握などが難しく不安な状況に陥ることが考えられます。情報伝達の工夫が大切です。 ○ 通訳者の確保などにより、外国人への情報伝達を工夫します。
⑪避難所外避難者への対応	避難所は、避難所外避難者支援も含めた支援拠点です。情報提供、炊き出しや救済物資の配給など、在宅避難者への対応もしっかり行うことが求められます。 避難所外避難者対応班と現地の自主防災組織と連携しあいながら進めていきます。 ○ 避難所へ訪れる避難所外避難者へも情報提供、炊き出し・救済物資の配給を行います。
⑫観光客等帰宅困難者への対応	避難所には、観光客等帰宅困難者が避難し、一時的に滞在することもあります。 ○ 観光客等帰宅困難者へも情報提供など配慮を！

2 生活上のルール

避難所において、誰もができるだけ利用しやすいように、次の管理に気を付けます。

衛生管理	● 手洗い場（洗面場）と調理場は分けます。 ● 配食時など食べ物に触れるときには、必ず手洗い、消毒します。 ● マスクを用意します。 ● 残飯やゴミは分別して所定の場所に廃棄します。 ● 汁物や残飯を捨てるバケツにふたをします。 ● 残り物は捨てるよう指導します。 （配給や配食は食べられる分だけでもらうよう指導します） ● 手洗い、うがいを徹底します。（トイレや洗面台等に貼り紙で周知） ● 手洗いう消毒液を子どもの手の届かない場所に設置します。 ● 清拭・足浴で清潔にします。
食事管理	● 身体にやさしい食事（塩分控えめ、野菜多め）を提供します。 ● 地域の協力で炊き出しができるようにします。 （目標は48時間以内に開始できるようにすること！） ● 時間を決めて食事をするようにします。 ● みんなで一緒に食べるよう心がけます。
健康管理	● 1日5分でも体を動かす体操などの時間をつくること。エコノミクス症候群を防ぎます。また、避難所で1日1回、決まった時間にみんなで行うことは共有体験としても有効です。 ● 個人の健康管理についてもルールを定め、注意を促します。 （口腔衛生管理、喫煙、飲酒など） ● アルコール依存症の発症を防ぐため、避難所は原則として、飲酒は禁止します。
その他の避難所生活のルール	● 起床、消灯などの生活時間を決めておきます。 ● 朝礼・健康体操の時間を決めておきます。 ● 掃除をする日や時間を決めておきます。 ● 掃除当番や配食当番等、避難者が参加できるようにします。 ● 人数確認（点呼）の時間を設定します。 ● 避難所内は火気厳禁とします。 ● 貴重品の管理について自己責任で行うよう周知します。 ● その他、必要に応じて話し合い、ルールを決めます。

第4章 安定期以降の取組

避難生活から撤収期

安定期（3週間目以降）では運営体制の見直しを図り、相談体制の確立、こころのケアなどを図るとともに、避難者の自立へ向けた取組にあわせて、避難所の撤収への合意形成を進めます。

避難生活長期化の注意点

- 避難所での生活が長期化した場合は、三雲管内災害対策本部と相談し、ついでにやスペース配分の見直しなどをします。
- 長期化に伴って家具や備品の増加が考えられ、スペース配分が不均衡になる場合も起こることから、可能な限り、収容人数に合わせた部屋の配分を家族単位に構成する方向が望まれます。
- 自分勝手に自炊などしないよう、炊事場等の設置ルールなど場所の指定が必要です。
- 避難所生活が長引くことによるストレスなどから、些細なことがトラブルになることもあります。避難者の変化に注意が必要です。

避難所統廃合に伴う移動

施設の再開に向けて、避難施設の縮小・統合が進められる際は、避難者に対し部屋の移動などについて広報しておきます。

避難所を移動することが決定した場合は、移動の日時、荷物の搬送について避難者に対し周知しておきます。

避難所の撤収・閉鎖

避難所撤収が決定した場合は、撤収の準備に取り掛かります。まず、避難所の閉鎖時期と撤収準備などについて避難者に説明します。

回収が必要となる物資等がある場合は、三雲管内災害対策本部へ連絡し、避難所施設内の片付けや清掃を避難者の協力を得て行います。

避難者の撤収が確認された後、避難所運営本部は避難所閉鎖日をもって廃止します。

米ノ庄地区〔市場庄町・中ノ庄町〕避難ルート案



米ノ庄地区〔上久米・こもれびの園・上ノ庄町〕避難ルート案

上久米・名松線西側の上ノ庄は、津波到達地域とされていませんが、想定外が考えられます。油断せずより高い避難場所に避難しましょう。

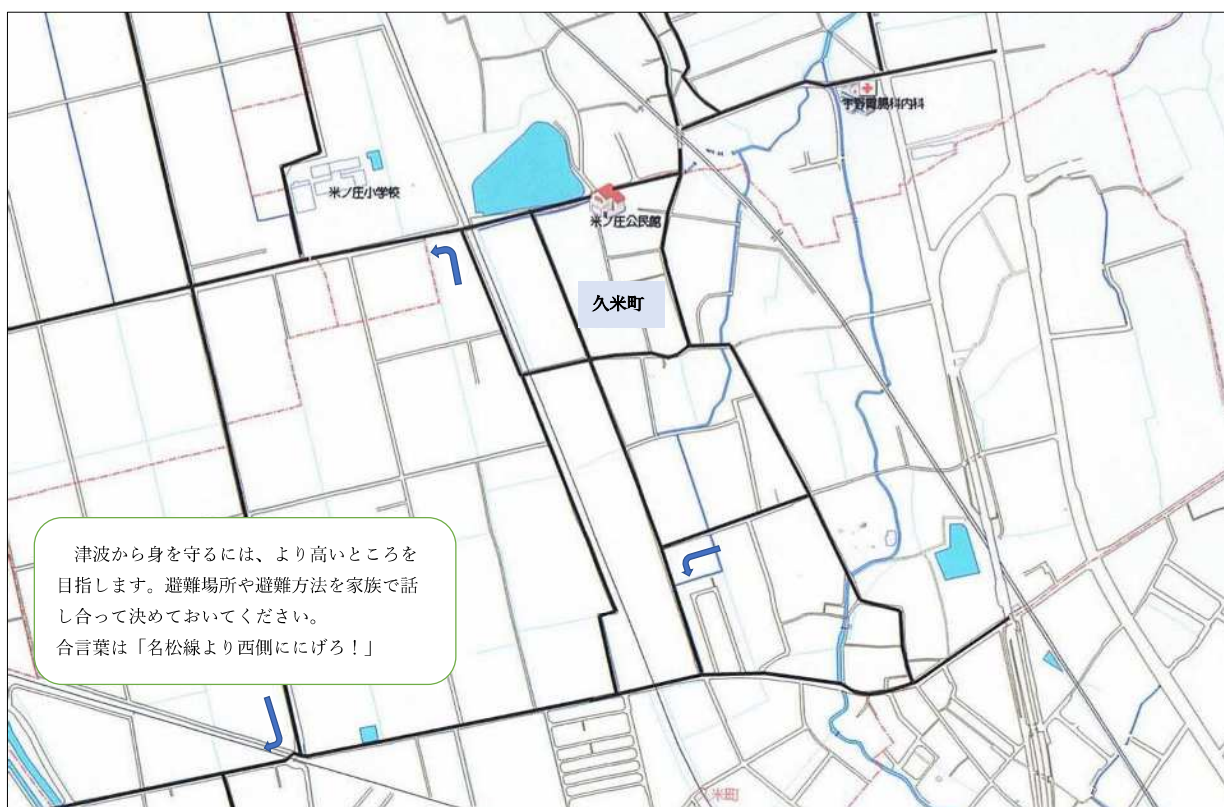
付-3



至 阿坂小学校

米ノ庄地区〔久米町〕避難ルート案

付-2



至 阿坂

米ノ庄避難所運営マニュアル 様式一覧

様式No.	松阪避難所運営 マニュアル様式No.	タイトル	記載ページ
様式 1	松阪様式 1	避難所開設チェックリスト	1-5
様式 2	松阪様式2-2	施設安全点検<コンクリート造等>	1-7
様式 3	松阪2-3	施設安全点検<鉄骨造>	1-8
様式 4		避難者受付名簿（初動期）	1-19
様式 5		米ノ庄避難所簡易問診票	1-20
様式 6	松阪様式3	避難者名簿	1-21
様式 7		安否不明者情報	1-22
様式 8		健康管理簿	1-23
様式 9		米ノ庄避難所運営本部 班別時系列日誌	2-2
様式 10	松阪様式4-1	避難所状況報告用紙（初動期）	2-7
様式 11	松阪様式4-2	避難所状況報告用紙〔第 報〕	2-9
様式 12	松阪様式11	郵便物等受取帳	2-13
様式 13	松阪様式12	取材者用受付用紙	2-14
様式 14		行方不明者等問合せ受付票	2-15
様式 15	松阪様式5	主食依頼票	2-18
様式 16	松阪様式6	物資依頼票	2-19
様式 17	松阪様式7	物資管理簿	2-20
様式 18		避難所外避難者 食糧物資要望リスト	2-21
様式 19	松阪様式8	ボランティア受付票	2-26
様式 20		災害ボランティア支援要望 申込み用紙	2-27